本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。
原文は情報システムPARAGRAPH (https://adilet.zan.kz/rus/docs/K2600000255)
よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国デジタル法典

第１編　基本規定

第１章　総則

第１条　本法典が規律する関係

1.　本法典は、デジタル環境におけるデジタル・データおよびデジタル・オブジェクトの作成、流通、保管、送信および利用に伴い生じる社会関係を規律する。

デジタル環境とは、デジタル・データおよびデジタル・オブジェクトの作成、流通、保管、送信および利用並びにこれらに係る権利の行使および移転のためのインフラ、技術、プロセスおよび条件の総体をいい、その所在する領域又は権利の登録地を問わず、本法典が規律する社会関係に関わる範囲におけるものをいう。

2.　デジタル環境において生じる財産関係その他の民事法上の関係については、本法典に定める特則を踏まえ、カザフスタン共和国の民事法令により規律される。

3.　カザフスタン共和国の領域内において、デジタル・データおよびデジタル・オブジェクトの作成、流通、保管、送信および利用に係る活動を行う外国人、無国籍者および外国法人は、カザフスタン共和国憲法、本法典、カザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約に別段の定めがある場合を除き、カザフスタン共和国の国民および法人に対して定められた権利と自由を享受し、義務を負う。

第２条　カザフスタン共和国デジタル法令

1.　カザフスタン共和国のデジタル法令は、カザフスタン共和国憲法に基づき、本法典およびその他カザフスタン共和国の規範的法令から構成される。

2.　カザフスタン共和国が批准した国際条約は、本法典に優先する。カザフスタン共和国が締約国となっている国際条約のカザフスタン共和国の領域内における効力の発生および適用の手続および条件は、カザフスタン共和国の法令により定められる。

3.　デジタル環境における関係の規制に関して、本法典とカザフスタン共和国の他の法律との間に抵触がある場合には、本法典の規定を適用する。

第３条　カザフスタン共和国デジタル法令の目的および任務

1.　カザフスタン共和国のデジタル法令の目的は、自然人および法人、社会並びに国家の利益のために、デジタル環境の持続可能な発展および機能を確保することである。

2.　カザフスタン共和国のデジタル法令の任務は、次のとおりとする。

1)　デジタル環境において生じる社会関係の法的規制
2)　デジタル環境における統一国家政策の実施メカニズムの確立
3)　デジタル環境における適法性および法秩序の強化

4) カザフスタン共和国におけるデジタル環境の発展への投資を呼び込むための条件整備
5) 社会関係のあらゆる分野におけるデジタル・トランスフォーメーションの法的基盤の整備

第４条　カザフスタン共和国デジタル法令の原則

デジタル環境における社会関係の法的規制は、次に掲げる基本原則に基づくものとする。

1) デジタル環境における人の権利、自由および正当な利益の尊重
2) デジタル技術の利用における人、社会および国家の安全
3) デジタル・データの流通の自由
4) デジタル技術の創出、発展および利用の自由
5) 私的利益と公益との均衡
6) デジタル環境の利用可能性および包摂性
7) デジタル環境における国家の比例的かつ合理的な関与
8) 法的規制における技術中立性
9) デジタル倫理および社会的責任

第５条　デジタル環境における人の権利、自由および正当な利益の尊重

1. デジタル環境における人の権利、自由および正当な利益は最高の価値として認められ、その制限は、カザフスタン共和国の法律によってのみ、かつ、憲法秩序の擁護並びに公共の秩序、人の権利および自由、国民の健康および道徳の保護のために必要な限度においてのみ、認められるものとする。
2. デジタル環境における関係は、人の自由かつ意識的に表明された意思表示に基づくものとする。
3. デジタル環境における人の権利、自由および正当な利益に影響を及ぼすアルゴリズムによる意思決定および自動化された意思決定は、透明性、無差別およびデジタル環境の主体による監督の可能性を確保した上で適用されるものとする。

第６条　デジタル技術の利用における人、社会および国家の安全

1. デジタル技術の利用における人、社会および国家の安全は、デジタル環境の持続的な機能に不可欠な要素である。
2. 国家は、人、社会および国家の権利、自由および正当な利益に対するデジタル技術の悪影響および不適切な利用のリスクを予防し、低減するための措置を講じ、その措置が追求する目的に照らして必要かつ相当なものであることを確保する。

第７条　デジタル・データの流通の自由

1. カザフスタン共和国においては、本法典およびカザフスタン共和国の法律により定められた範囲内で、デジタル・データの検索、生成、送信、保管および利用の自由が保障される。
2. デジタル・データへのアクセスの制限は、カザフスタン共和国の法律に従って認められる。
3. 国家は、デジタル・データの公開性、信頼性、利用可能性、最新性および完全性並びにデジタル相互運用性およびデジタル・データの自由な交換のための仕組みの発展を促進する。

第８条　デジタル技術の創出、発展および利用の自由

1. デジタル技術の創出、発展および利用は、本法典およびカザフスタン共和国の法律に別段の定めがある場合を除き、自由に行われるものとする。

2. 国家は、科学研究の実施、イノベーション活動の推進およびデジタル技術の発展のための環境を整備する。

3. 国家は、国民のデジタル・リテラシーの向上、利用しやすいインフラの整備およびデジタル格差の解消のための措置を実施するとともに、デジタル環境における民間の取組および競争の発展のための平等な条件を確保する。

第９条　私的利益と公益との均衡

1. デジタル環境における社会関係の規制は、私的利益と公益との均衡を図りながら行われるものとする。

2. 公益の実現は、私人の権利を不当に制限する結果をもたらしてはならない。

3. 国家による規制の実施に当たっては、その目的と、人および国民に及ぼす影響並びに社会および国家の利益との間の均衡が確保されるものとする。

4. 国家機関および組織は、デジタル技術を利用して行う意思決定について、その透明性、公開性および理由の明示を確保するものとする。

第10条　デジタル環境の利用可能性および包摂性

1. 国家は、国民によるデジタル技術、デジタル製品およびデジタル・サービス並びにデジタル環境における機会への平等なアクセスを確保する。

2. カザフスタン共和国の法令によりアクセシビリティーに関する要件が定められているデジタル・オブジェクトは、障害者並びに視覚、聴覚若しくは言語に障害のある者その他の機能上の制約を有する者および移動に制約のある者が利用できるよう配慮して、開発および利用されるものとする。

第11条　デジタル環境における国家の比例的かつ合理的な関与

1. 国家は、本法典およびカザフスタン共和国の法律により定められた範囲内で、デジタル環境に関与するものとする。

2. 国家によるデジタルおよびデジタル・システムの構築および運用への関与は、行政機能の遂行、行政サービスの提供並びにデジタル・インフラの安全性、安定性および可用性の確保を目的として、競争環境への不合理な介入を防止するための要件を遵守する場合に限り認められるものとする。

第12条　法的規制における技術中立性

1. 法的規制における技術中立性の原則とは、異なるデジタル技術を平等に取り扱うことをいう。

2. デジタル環境における関係の法的規制は、デジタル技術の機能的特性に基づいて行われるものとする。

3. 国家は、新たなデジタル技術の登場に際して、その発展を妨げることなく、法的規制の予見可能性および安定性を確保する。

第13条　デジタル倫理および社会的責任

1. デジタル技術の創出、発展および利用は、人の権利および尊厳の尊重、差別の禁止、公正、信義誠実、透明性および責任の原則を遵守して行われるものとする。

2. 国家、組織および国民は、差別、操作、デジタル技術の濫用その他の、人、社会および国家の権利、自由および正当な利益の侵害を防止することを目的とした、デジタル環境における行動に

関する倫理基準の形成および遵守に参加するものとする。

第２章　デジタル環境における国家規制

第14条　デジタル化分野において権限を有する機関の権限

1. デジタル化分野において権限を有する機関（以下「デジタル化担当機関」という。）は、デジタル化分野において指導および分野横断的な調整を行う中央執行機関をいう。

2. デジタル化担当機関は、その権限の範囲内で、次に掲げる事項を行う。

1) カザフスタン共和国大統領が定める国家の内政および外交政策の主要方針並びにカザフスタン共和国政府が策定する国家の社会経済政策、国防能力、安全保障および公共秩序の確保に関する主要方針に基づき、かつ、これらを実施するため、カザフスタン共和国の法令に従い、デジタル化分野における国家政策を策定する。
2) 戦略的機能、規制機能、実施機能および監督機能を遂行する。
3) デジタル化分野における規範的法令を策定し、承認する。
4) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、カザフスタン共和国大統領の法令およびカザフスタン共和国政府の法令に定められたその他の権限を行使する。

第15条　デジタル化分野における国家機関の権限

国家機関は、その権限の範囲内で、次に掲げる事項を行う。

1) デジタル化分野における国家政策の実施に参加する。
2) デジタル化分野における規範的法令を策定し、承認する。
3) その権限の範囲内で国家による監督を行う。
4) 本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、カザフスタン共和国大統領の法令およびカザフスタン共和国政府の法令に定められたその他の権限を行使する。

第２編　デジタル環境の対象物

第３章　デジタル・データ

第16条　デジタル・データ

1. デジタル・データとは、デジタル形式で提供され、自動化された収集又は分析的な収集、保管、処理、利用、送信、配布又は削除が可能な情報をいい、その取得方法およびデジタル形式での提供形態を問わない。

2. デジタル・データは、カザフスタン共和国の法律に別段の定めがある場合を除き、自由に作成、収集、保管、処理、利用および送信することができる。

3. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体は、特別国家機関を除き、デジタル化担当機関が国家統計分野において権限を有する機関と共同で策定しカザフスタン共和国政府が承認するデジタル・データ管理要件に従い、データ分析を実施するため、「デジタル政府」オペレーター（以下「オペレーター」という。）に対し、デジタル・データおよびデジタル記録へのアクセスを提供する。

4. 国家機密、業務上の秘密若しくは機密情報、個人データその他法律により保護される情報を含むデジタル・データの管理は、カザフスタン共和国の法律により定められた要件および特則を考慮して行われるものとする。

第17条　オープン・データ

1.　オープン・データとは、機械可読形式で提供され、自由な利用、処理、再公開および配布を目的として、公開アクセス可能な状態で掲載されたデジタル・データをいう。

2.　オープン・データの一元的な掲載、記述、保管、検索、アクセスおよび再利用並びに当該データへの機械的なアクセスのためのアプリケーション・プログラミング・インターフェースの提供を目的とする国のデジタル・リソースは、オープン・データのインターネット・ポータルである。

3.　オープン・データのインターネット・ポータルは、当該ポータルに掲載されたオープン・データへの無償、公開かつ無差別なアクセスを確保するものとする。ただし、ポータルの安定性、安全性又は性能の確保に関連する技術的制限を除く。

4.　オペレーターは、デジタル化担当機関が定める手続に従い、当該ポータルの技術的運用支援、サイバーセキュリティーおよび中断のない可用性を確保するとともに、掲載されたオープン・データの最新性を確保し、ポータル利用者の操作を記録するものとする。

5.　カザフスタン共和国「情報へのアクセスに関する法律」に定める情報保有者は、情報へのアクセスに関するカザフスタン共和国の法令に従い、オープン・データをオープン・データのインターネット・ポータルに継続的に掲載し、適時に更新する義務を負う。

6.　本条に定める者以外のデジタル環境の主体は、アクセスが制限された情報を含まないデジタル・データを、オープン・データのインターネット・ポータルにおいて公開するため、任意に提供することができる。

7.　漏えい、過誤、セキュリティー侵害、不正利用、アクセスの不正な付与その他の違法行為により不特定多数の者がアクセス可能となったデジタル・データは、オープン・データとはみなさず、カザフスタン共和国の法令に定める手続に従い、直ちにデジタル・リソースから削除するとともに、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関およびカザフスタン共和国国家安全保障委員会に通知するものとする。

第18条　行政デジタル・データ

1.　行政デジタル・データとは、国家機関、国有法人、準国営部門の主体および行政機能の遂行並びに行政サービスの提供を行う主体が、その権限を遂行する過程で生成するデジタル・データをいう。

2.　行政デジタル・データの収集、生成、保管、処理、利用、更新および送信は、データ管理要件およびカザフスタン共和国の国家統計分野の法令に従って行われるものとする。

3.　行政デジタル・データの品質の判定の分野において権限を有する機関は、カザフスタン共和国の国家統計分野の法令に従い、国家統計分野において権限を有する機関とする。

4.　行政デジタル・データは、次に掲げる目的のため、継続的に管理および更新されるものとする。

1)　国家登録簿の品質確保
2)　行政運営の効率化および行政サービス提供の効率化
3)　公的統計情報の作成
4)　データ分析
5)　行政上の意思決定

第19条　国家登録簿

1.　国家登録簿とは、「デジタル政府」アーキテクチャーの枠組みにおいて定められた基準デジタル・データを含み、行政機能の遂行、行政サービスの提供、行政機関間の連携および国家統計の実

施のための信頼できる情報の唯一の情報源として利用されるデジタル・リソースをいう。

2. 国家登録簿の一覧、その構成、基準デジタル・データの構成並びにその管理および更新に関する要件は、国家統計分野において権限を有する機関との合意に基づき、デジタル化担当機関が定める。

3. 国家登録簿のデジタル・データの保有者又は情報源であるデジタル・オブジェクトの所有者又は保有者は、当該国家登録簿に含まれるデジタル・データの適切な品質を確保する。

国家登録簿に含まれるデジタル・データの品質の判定は、カザフスタン共和国の国家統計分野の法令に従い、国家統計分野において権限を有する機関が行う。

4. 国家登録簿にデジタル・データが存在する場合、当該データを利用する国のデジタル・オブジェクトは、当該データを対応する国家登録簿から直接取得しなければならない。

5. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体は、データベースを統合することにより、国家登録簿に含まれる行政デジタル・データへのアクセスを、統計活動を実施するために国家統計分野において権限を有する機関に、またデータ分析のためにデジタル化担当機関に提供する。

第４章　デジタル・オブジェクト

第20条　デジタル・オブジェクトおよびその種類

1. デジタル・オブジェクトとは、デジタル技術を介して創出、利用又は移転され、固有のデジタル特性を有し、デジタル環境の主体が、カザフスタン共和国の法令に定める範囲内で、保有、使用又は処分の権能を行使することを可能とする、デジタル環境の独立した要素をいう。

2. デジタル・オブジェクトには、次に掲げるものが含まれる。

1) デジタル記録
2) デジタル・アセット
3) デジタル・リソース
4) ソフトウェア
5) デジタル・システム
6) デジタル・プラットフォーム
7) デジタル・インフラの対象物
8) デジタル・データ製品
9) カザフスタン共和国の法律に定めるその他のデジタル・オブジェクト

3. デジタル・オブジェクトは、デジタル化担当機関が作成および管理するデジタル・オブジェクト分類表において、識別、分類、記述および登録を行うことにより体系化されるものとする。

4. デジタル・オブジェクトの機能を停止し、又は利用者によるデジタル・オブジェクトへのアクセスを制限することは、カザフスタン共和国の法律に定める場合および手続に従い、かつ、憲法秩序の擁護並びに公共の秩序、人の権利および自由、国民の健康および道徳の保護のために必要な限度においてのみ、認められるものとする。

第21条　デジタル記録

1. デジタル記録とは、デジタル形式で記録された情報又は当該情報に関するデータから成る独立したデジタル・オブジェクトであって、当該情報又はデータが記録の内容、出所、構造又は用途の特定を可能にする固有の識別特性を有するものをいう。

2. デジタル記録は、次のとおり分類される。

1) 識別用デジタル記録 － 事実、個人若しくは業務に関する情報又はデータを記録し、デジタ

ル・データを個別に識別することを目的とするもの。

2) 権利証明用デジタル記録 － デジタル・オブジェクト又は物、商品、原材料その他の資産を含む有体物に対する権利の発生、帰属、移転、負担又は消滅、並びにこれらのオブジェクトに関連する請求権を証明するもの。

3. 個人データを含む識別用デジタル記録は、民事取引の対象とはならず、その内容（情報）に対する権利は、カザフスタン共和国の法令に従い、無形の利益（人格的非財産権）又はアクセスが制限された情報として保護されるものとする。

4. 国家機関に提供された個人データを含むデジタル記録は、カザフスタン共和国の法律により定められた根拠および範囲においてのみ、国家機関によって利用されるものとし、カザフスタン共和国の法律に明示的に定める場合を除き、当該データについて国家に所有権が生じるものではない。

5. 権利証明用デジタル記録は、対応する財産権の移転、譲渡、負担の設定その他の処分を可能とする。権利証明用デジタル記録の創出、利用、登録および流通に関する特則は、デジタル・アセットに関するカザフスタン共和国の法令により定められる。

第22条　デジタル・アセット

1. デジタル・アセットとは、カザフスタン共和国「カザフスタン共和国におけるデジタル・アセットに関する法律」に基づきデジタル・アセットに分類されるデジタル・オブジェクトをいう。

2. デジタル・アセットおよびこれらから派生する金融商品に関する創出（発行）、発行、流通、保管、登録、流通の停止の特則並びにその他の関係については、カザフスタン共和国「カザフスタン共和国におけるデジタル・アセットに関する法律」並びにデジタル・アセットおよびこれらに関連する金融商品の法的制度を定めるカザフスタン共和国のその他の法律により規律される。

3. 本法典のデジタル・オブジェクトに関する規定は、カザフスタン共和国「カザフスタン共和国におけるデジタル・アセットに関する法律」に規定されていない範囲において、デジタル・アセットに適用される。

第23条　ソフトウェア

1. ソフトウェアとは、特定の機能の実行、デジタル・データの処理、保管、再生又は送信を可能にするアルゴリズムを実装した、利用のために準備されたコードの集合から成るデジタル・オブジェクトをいう。

2. ソフトウェアに係る権利は権利者に帰属し、カザフスタン共和国の著作権および著作隣接権に関する法令に従い保護される。

3. オープンソース･ソフトウェアは､その開発又は変更に共同で参加する複数の主体によって、創出および維持することができる。

オープンソース法典とは、権利者が定める条件および当該法典の開発への参加規則に基づき、閲覧、研究、利用、複製又は変更を行うことができる法典をいう。

ソースコードとは、ソフトウェアの作成および変更を目的とする、プログラミング言語で記述されたプログラムのテキストをいう。

4. オープンソース・ソフトウェアは、オープン・ライセンスの条件に基づき、頒布および利用される。

5. オープン・ライセンスとは、当該ライセンスに定められた条件および制限を遵守することを条件として、不特定多数の者に対し、オープンソース・ソフトウェアの利用、研究、複製、改変および頒布の権利を付与する権利者のライセンスをいう。

第24条　デジタル・リソース

1. デジタル・リソースとは、デジタル・データ、デジタル記録並びにこれらの作成、保管、処理、表示および配布のためのソフトウェアを体系的にまとめたものをいう。

2. デジタル・インフラ上に配置され、ドメイン名、インターネット・アドレスその他のデジタル識別子によって識別されるデジタル・リソースは、インターネット・リソースとする。

3. カザフスタン共和国の法律により定められた制限を考慮し、デジタル・リソースの所有者又は保有者は、次に掲げる権利を有する。

1) デジタル・リソースへのアクセスの手続および条件並びに当該デジタル・リソースの利用規則を定める。
2) カザフスタン共和国の法律で禁止されていないデジタル・リソースの表示、識別子その他の個別化手段を使用する。
3) デジタル・リソースに対する不正な干渉、影響、ブロック、複製、改変、セキュリティー侵害その他の不正利用から、自らの権利、自由および正当な利益を保護する。

4. デジタル・リソースの所有者又は保有者は、次に掲げる義務を負う。

1) デジタル・リソースに保存され、又は処理されるデジタル・データおよびデジタル記録の保存性、完全性、保護および機密性を確保する。
2) 個人データおよびその保護に関するカザフスタン共和国の法令の要件を遵守する。
3) デジタル・リソースの利用者に対し、アクセス、デジタル・データおよびデジタル記録の処理並びに当該デジタル・リソースの機能の利用に関する条件についての情報を提供する。

5. 所有者又は保有者は、カザフスタン共和国の法律により定められたその他の権利を有し、その他の義務を履行する。

6. デジタル・リソースにおけるデジタル・データおよびデジタル記録の掲載、処理および利用の条件並びに当該デジタル・データおよびデジタル記録へのアクセスの条件は、カザフスタン共和国の法令、公開オファーの条件、利用規約その他デジタル・リソースの利用者との間で締結された契約により定められる。

第25条　デジタル・インフラの対象物

1. デジタル・インフラの対象物とは、デジタル・オブジェクトの配置およびその機能環境を確保する有形の、技術的な、および技術上の手段の集合をいう。

2. デジタル・インフラの対象物には、データセンター、電気通信ネットワーク、通信手段その他のインフラの対象物が含まれる。

3. デジタル・インフラの対象物の構築、配置、運用、近代化並びにレジリエンス、完全性およびサイバーセキュリティーの確保に関する要件は、カザフスタン共和国の法令により定められる。

4. デジタル・インフラの対象物は、国有又は私有とすることができる。

5. 国有のデジタル・インフラの対象物は、行政機能の遂行、行政サービスの提供、国益の保護および行政運営の継続性の確保を目的として構築される。

6. 非国有のデジタル・インフラの対象物は、カザフスタン共和国の法律に基づき、国のデジタル・オブジェクトの機能を確保するために利用することができる。

第26条　分散型デジタル・オブジェクト

1. 分散型デジタル・オブジェクトとは、分散型アーキテクチャーを介して、その創出、保管、処理又は利用が行われるデジタル・オブジェクトをいう。この分散型アーキテクチャーは、相互接続された複数の技術的手段を利用することを特徴とし、これらの技術的手段は、単一の処理集中拠

点を設けることなく、デジタル記録の整合性、信頼性および完全性を確保する。

2. 分散型デジタル・オブジェクトは、デジタル・データの記録、合意、検証、保管および利用の手続並びにデジタル記録の整合性、信頼性および不変性を確保するためのアルゴリズムを定める内部的な相互作用規則に基づき機能する。

3. 分散型デジタル・オブジェクトは、次のとおり分類される。

1) 中央集権型分散デジタル・オブジェクトとは、参加者の取引の調整、監督、機能の確保又は確認を一の主体が行うものをいう。

2) 非中央集権型分散デジタル・オブジェクトとは、コンセンサス・アルゴリズムその他の仕組みに基づき、特定の調整主体を介することなく、参加者間でデジタル記録の合意、検証および記録を直接行うものをいう。

4. 分散型デジタル・オブジェクトの保有、使用および処分に関する特則は、本法典およびカザフスタン共和国の法律により定められる。

5. 分散型デジタル・オブジェクトは、共同保有の対象であり、流通の対象から除外される。

第27条　データセンター

1. データセンターとは、技術上の、工学的な、および技術的な設備並びにソフトウェアを用いて、他のデジタル・オブジェクトを配置し、その機能環境を確保することを目的とするデジタル・インフラの対象物をいう。

2. データセンターは、デジタル化担当機関がカザフスタン共和国国家安全保障委員会との合意に基づき定める手続に従い、国家又は国際的な技術監査を受けることができる。

3. データセンターは、その中断のない、障害に対する耐性を備えた、安全な機能を確保する工学、電力、電気通信および技術インフラを備えなければならない。

4. 国家のデジタル・データ、アクセスが制限されたデータ又は重要性の高いデジタル・オブジェクトを含むデジタル・オブジェクトの配置に使用されるデータセンターは、デジタル化担当機関がカザフスタン共和国国家安全保障委員会との合意に基づき定める要件を満たさなければならない。

第28条　デジタル・システム

1. デジタル・システムとは、デジタル・インフラストラクチャーの対象物を利用し、デジタル・データの作成、収集、処理、保管および配布を確保するとともに、デジタル環境の主体間の相互作用を自動化し、又はデジタル環境におけるサービスの提供を確保する、機能的に関連するデジタル・リソースの集合体をいう。

2. デジタル・システムの保有者又は所有者は、カザフスタン共和国の法律又はデジタル・リソースの保有者又は所有者が別段の定めをしている場合を除き、デジタル・システムの機能に関する規則を定めることができる。これには、当該デジタル・システムに含まれるデジタル・リソースの移動および利用の条件を含む。

デジタル・システムの保有者又は所有者は、デジタル・システムの信頼性、完全性、保護およびサイバーセキュリティーを確保するとともに、カザフスタン共和国の個人データおよびその保護に関する法令の要件を遵守しなければならない。

3. デジタル・システムの保有者又は所有者が、当該デジタル・システム内にあるデジタル・リソースの保有者又は所有者ではない場合、デジタル・システムの運用およびデジタル・リソースへのアクセスの手続は、これらの保有者又は所有者の間の合意により定める。

4. 国家機密に該当する、保護仕様のデジタル・システムの開発、本格運用、運用支援、発展、

統合、本格運用の終了および保護は、カザフスタン共和国の国家機密に関する法令に別段の定めがある場合を除き、本法典に従って行われる。

第29条　デジタル・プラットフォーム

1. デジタル・プラットフォームとは、デジタル環境の主体が掲載するデジタル環境におけるサービス、データ、サービス、商品（業務、役務）へのアクセスを提供し、これらの主体が相互にやり取りすることを可能とするデジタル・オブジェクトをいう。

2. デジタル・プラットフォームの利用者は、プラットフォーム上での活動に応じて、デジタル・プラットフォーム利用者およびビジネス利用者に分類される。

1) デジタル・プラットフォーム利用者 － 商品の検索、注文若しくは購入、業務の遂行、サービスの提供その他の収益の獲得（事業活動を含む）を目的としない消費目的又は補助的目的のためにデジタル・プラットフォームを利用する自然人又は法人

2) デジタル・プラットフォームのビジネス利用者 － 商品の販売、業務の遂行、サービスの提供又は収益の獲得（事業活動を含む）に関連するその他の活動を行うことを目的としてデジタル・プラットフォームを利用する自然人又は法人

3. デジタル・プラットフォーム上で行われる活動およびデジタル・プラットフォーム利用者に対する要件は、カザフスタン共和国の分野別法令により定められる。

4. デジタル・プラットフォームに対する要件は、その果たす機能、不特定多数の者の権利に対する影響の程度およびデジタル・データ、サービス、商品又は相互作用の結果に対する管理の性質に応じ、相応の範囲で定められる。

5. デジタル・プラットフォームの保有者は、利用規約に定められた利用条件の透明性を確保しなければならない。

6. ビジネス利用者、デジタル・プラットフォームの保有者又は所有者が、カザフスタン共和国税法に基づき、税務代理人又は納税者としての義務を履行する場合、当該義務は、カザフスタン共和国租税法典に定める手続および範囲に従って履行される。

第５章　デジタル・データ製品およびその流通

第30条　デジタル・データ製品

1. デジタル・データ製品とは、デジタル・データを処理した結果として得られる集約され、形式化された成果物であって、デジタル環境における利用、交換又は流通に適した、構造化された、又はその他の方法で変換されたデジタル・データを含むものをいう。

2. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体のデジタル・データ製品の構造、品質およびメタデータは、データ管理に関する要件に従って規定される。

3. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォーム上のデジタル・データ製品は、カザフスタン共和国の法令に定める一般公開情報を除き、所有者が定める条件に基づき、取引、譲渡および移転の対象とすることができる。

4. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォーム上のデジタル・データ製品は、次の性質を有しなければならない。

1) 個人データの主体を直接的、又は間接的な方法により識別することを可能とする個人データを含まないこと。

2) デジタル・データのセキュリティーおよび品質に関する要件に従って、作成、処理および構造化されていること。

3) 構成、構造、用途および利用条件に関する必要なメタデータを含むこと。

第31条　デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォーム

1. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームとは、本法典およびカザフスタン共和国の法令に従い、当該プラットフォーム上に掲載されたデジタル・データ製品へのアクセスを提供し、その交換および流通の条件を定めるデジタル・プラットフォームをいう。

2. 国家機関、国有法人、準国営部門の主体およびカザフスタン共和国の領域内で活動する民間事業主体は、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一的な要件並びにデータ経済発展に関し権限を有する機関がデジタル化担当機関との合意に基づき承認したデジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームの運用規則を遵守することを条件として、デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームを創設することができる。

3. データ経済発展に関し権限を有する機関とは、戦略的計画、改革の実施および国家統計の分野の指導を行う国家機関をいう。

4. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームは、データ経済発展に関し権限を有する機関が定める基準および手続に適合する場合、デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォーム登録簿に登録されるものとする。

5. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームの所有者又は保有者は、次に掲げる義務を負う。

1) デジタル・データ製品の一覧の作成および管理を確保する。
2) デジタル・データ製品へのアクセス、デジタル・データ製品の交換および利用の条件を確保する。
3) デジタル・データ製品への不正アクセス、デジタル・データ製品の漏えいおよび越境移転を防止する。ただし、当該越境移転がカザフスタン共和国の法律により制限されている場合に限る。

6. データ経済発展に関し権限を有する機関は、デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームを監視する。

7. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームの所有者又は保有者は、活動の開始時点から、カザフスタン共和国の許認可および通知に関する法令に従い、データ経済発展に関し権限を有する機関に対して、活動又は行為の開始又は終了の通知を送付しなければならない。

8. データ経済発展に関し権限を有する機関は、デジタル化担当機関との合意に基づき、国家機関、国有法人および準国営部門の主体を対象とするデジタル・データ製品の価値評価の標準的な方法論を策定し、承認する。

9. デジタル・データ製品の交換および流通プラットフォームの所有者又は保有者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1) カザフスタン共和国の法律に別段の定めがある場合を除き、個人データを含む原データ（未処理データ）を流通させること。
2) デジタル・データ製品の掲載又は保管が制限されている場合、カザフスタン共和国の領域外で当該デジタル・データ製品を掲載又は保管すること。
3) カザフスタン共和国の法令に定める場合を除き、デジタル・データ製品の所有者又は保有者の同意なく、デジタル・データ製品を第三者に移転すること。

第６章　デジタル・オブジェクトの特別制度

第32条　信頼できるデジタル・オブジェクト

1. 信頼できるデジタル・オブジェクトとは、デジタル記録およびデジタル・アセットを除き、デジタル化担当機関が定めるセキュリティー、信頼性、ローカライゼーションおよび技術サポートに関する基準並びにカザフスタン共和国の法令に定めるその他の要件を満たすデジタル・オブジェクトをいう。

2. 信頼できるデジタル・オブジェクトは、当該デジタル・オブジェクトが信頼できるデジタル・オブジェクトに関する所定の要件を満たす場合、デジタル化担当機関により信頼できるデジタル・オブジェクト登録簿に登録されるものとする。信頼できるデジタル・オブジェクト登録簿の作成および管理並びに登録簿に登録するデジタル・オブジェクトの種類の決定は、登録簿の作成および管理に関する規則に従い、デジタル化担当機関が行う。

3. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体は、カザフスタン共和国の政府調達に関する法令および準国営部門の一部の主体の調達に関する法令に従い、信頼できるデジタル・オブジェクト登録簿に登録されたデジタル・オブジェクトを調達する。

4. デジタル･オブジェクトを信頼できるデジタル･オブジェクト登録簿に登録することにより、当該デジタル・オブジェクトに対する国家の独占的権利が生じるものではなく、その所有者の権利を制限するものでもない。

5. デジタル・オブジェクトが信頼できるデジタル・オブジェクトに関する所定の要件を満たさなくなった場合、デジタル化担当機関は、登録簿の作成および管理に関する規則に従って、信頼できるデジタル・オブジェクト登録簿から当該デジタル・オブジェクトを除外する決定を行い、関係する国家機関、当該デジタル･オブジェクトの保有者又は所有者並びに利用者にその旨を通知する。

第33条　重要性の高いデジタル・オブジェクト

1. 重要性の高いデジタル・オブジェクトとは、その機能の侵害又は停止により、アクセスが制限された個人データおよびその他法律により保護される秘密を含む情報の違法な収集および処理、社会的若しくは技術的性質の緊急事態、又は防衛、安全保障、国際関係、経済、個別の経済分野若しくは当該地域に居住する住民の生活活動に重大な悪影響が生じるデジタル・オブジェクトをいい、これには、熱供給、電力供給、ガス供給、給水、産業、医療、通信、銀行、運輸、水利施設、法執行活動および「デジタル政府」等のインフラが含まれる。

2. 重要性の高いデジタル・オブジェクトの一覧並びにデジタル・オブジェクトを重要性の高いデジタル・オブジェクトに分類するための規則および基準は、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関が承認する。

3. 重要性の高いデジタル・オブジェクトに分類された非国有のデジタル・オブジェクトおよび国のデジタル・リソースの形成を目的とする非国有のデジタル・オブジェクトは、サイバーセキュリティー確保分野の要件を遵守しなければならない。

4. カザフスタン共和国の法律に定める場合には、重要性の高いデジタル・オブジェクトの保有者又は所有者は、サイバーセキュリティー監査を実施しなければならない。

第34条　国家デジタル・オブジェクト

1. 国家デジタル・オブジェクトとは、行政機能の遂行、行政サービスの提供又は国家のデジタル・アーキテクチャーの安定的な機能の確保にとって重要なものであることから、カザフスタン共

和国の法律によりその地位が定められている国のデジタル・オブジェクトをいう。

2. デジタル・オブジェクトの国家デジタル・オブジェクトとしての認定は、カザフスタン共和国の法律に基づき行われるものとし、当該法律により、該当するデジタル・オブジェクトの地位が定められ、その創設、発展、運用、改変および保護に関する特則が定められる。

3. 国家デジタル・オブジェクトは公益の対象であり、カザフスタン共和国の法律に明示的に定める場合を除き、譲渡、質権の設定、負担その他の財産上の請求権の設定の対象とすることができず、また、保有者その他の者の債務に係る強制執行の対象とならない。

4. 国家デジタル・オブジェクトの創設、発展、運用、改変および保護に係る費用は、予算資金その他カザフスタン共和国の法令により禁止されていない財源により賄われる。

第35条　デジタル・コンドミニアム

1. デジタル・コンドミニアムとは、参加者が共通の相互作用規則に基づき創設し、利用する分散型デジタル・オブジェクトについて、共同保有、共同使用および共同処分の権能を行使する所有形態をいう。

2. デジタル・コンドミニアムには、次のものが含まれる。

1) 参加者に帰属する個別のデジタル・オブジェクト

2) 当該インフラストラクチャーの機能のために参加者が共同で利用する共通のデジタル・オブジェクト

3. 参加者は、自らに帰属するデジタル・オブジェクトを保有、使用および処分し、共通のデジタル・オブジェクトは、合意又はスマート・コントラクトにより定められた手続に従い利用する。

4. 共通のデジタル・オブジェクトの管理は、デジタル環境の主体が直接行うか、又は参加者との間の契約に基づき行動する権限を付与された者を通じて行う。

5. 参加者の権利および義務は、参加者間の合意又はスマート・コントラクトの条件により定められ、参加および当該権能の範囲を証明するデジタル記録により証明される。

6. デジタル・コンドミニアムの創設、運営、登録および終了の手続は、デジタル化担当機関が定める。

第３編　デジタル環境の主体

第７章　デジタル環境の主体、その種類、権利および義務

第36条　デジタル環境の主体の種類

1. デジタル環境の主体とは、カザフスタン共和国の法令に従いデジタル・アイデンティティーを有する自然人および法人（国家機関および組織を含む）であって、次に掲げるものを含む。

1) デジタル・データ主体

2) デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者

3) デジタル・オブジェクトの利用者

4) 本法典その他のカザフスタン共和国の法律に定めるその他のデジタル環境の主体

2. デジタル環境の主体の権利および義務は、本法典およびカザフスタン共和国の法律に従い定められる。

第37条　デジタル・データ主体

1. デジタル・データ主体とは、デジタル環境において処理されるデジタル・データに係る自然

人又は法人であって、当該デジタル・データを用いて識別することができるものをいう。

2. 個人データに係る自然人は、個人データ主体とする。

3. 個人データは、デジタル・データ主体の同意を得た場合又はカザフスタン共和国の法律に明示的に定める場合に限り、処理又は移転することができる。

4. デジタル・データ主体は、そのデジタル・データの生成および利用に関連して生じる自己の人格的非財産権並びに当該デジタル・データに関する権能を保護する権利を有し、これには、当該デジタル・データへのアクセス、管理、削除および処理の制限を求める権利並びにデジタル・データの処理の目的、法的根拠および方法に関する情報を取得する権利が含まれる。

5. これらの権利の行使は、デジタル・データ主体又はその代理人の権限を確認するとともに、当該デジタル・データ主体に当該デジタル・データが帰属することを確認した上で行われる。

6. デジタル・データ主体の権利の行使に関する特則は、カザフスタン共和国の法律により定められる。

第38条　デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者

1. デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者は、当該デジタル・オブジェクトについて、所有権その他カザフスタン共和国の法律および契約条件に定める権利を有する。

2. デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者は、次に掲げる義務を負う。

1) 第三者の権利、自由および正当な利益を尊重し、個人データおよび機密情報の保護に関する要件を含む、関連する要件を遵守する。
2) デジタル・データおよびデジタル・オブジェクトへの不正アクセス、これらの不正な複製、変更又は削除を防止するための措置を講じる。
3) 本法典およびカザフスタン共和国の法律に定めるその他の義務を履行する。

3. デジタル・オブジェクトに対する権利の移転は、カザフスタン共和国民法典、本法典および契約条件に定める根拠および手続に従って行われる。

4. デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者は、デジタル・オブジェクトの創設、利用又は処分における自己の違法な作為（不作為）により生じた損害について、カザフスタン共和国の法律に定める場合および範囲において責任を負う。

第39条　デジタル・オブジェクトの利用者

1. デジタル・オブジェクトの利用者とは、本条第2項に従い、適法な根拠に基づきデジタル・オブジェクトを利用する自然人又は法人をいう。

2. デジタル・オブジェクトの利用者は、次に掲げる権利を有する。

1) カザフスタン共和国の法令並びにデジタル・オブジェクトの所有者又は保有者が定める条件に従い、デジタル・オブジェクトを利用する。
2) デジタル・オブジェクトの特性およびリスクに関する正確な情報を取得する。
3) デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者その他の利用者によるアクセスの不正な制限又は濫用から自己の権利を保護する。
4) 本法典およびカザフスタン共和国の法律に定めるその他の権利を行使する。

3. デジタル・オブジェクトの利用者は、次に掲げる義務を負う。

1) カザフスタン共和国の個人データおよび機密情報の保護に関する法令の要件を遵守する。
2) デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者の許可なく、デジタル・オブジェクトの機能に干渉し、又はその内容を変更してはならない。
3) 誠実に行動し、デジタル・オブジェクトの他の利用者に損害を与えない。

4) 本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に従い、その他の義務を履行する。

第８章　デジタル環境の主体の基本的権利

第40条　デジタル・アイデンティティーおよびその保護に対する権利

1. デジタル・アイデンティティーとは、デジタル上の行為、権利又はオブジェクトが特定のデジタル環境の主体に帰属することを特定又は確認することを可能にするデジタル記録の集合をいう。デジタル・アイデンティティーは、人格的非財産的利益として保護される。

2. カザフスタン共和国の法律に明示的に定める場合を除き、何人もデジタル識別を強制されない。

3. デジタル識別を行わずにデジタル環境における関係に参加することは、識別を要する権利および義務の発生を伴わないサービスおよび行為に限り認められる。

4. デジタル識別ができない場合、デジタル環境の主体は、カザフスタン共和国の法令に定めるその他の方法により本人確認を受けることを条件として、行政サービスその他カザフスタン共和国の法律に定めるサービスを受ける権利を有する。

5. 国は、デジタル環境の主体の同意なく当該主体を識別することを可能にするデジタル記録への不正アクセスから、デジタル・アイデンティティーを保護する。

第41条　個人データの削除、匿名化および処理の制限を求める権利

1. 個人データ主体は、カザフスタン共和国の法律に定める場合を除き、その取得の根拠にかかわらず、デジタル環境に掲載又はデジタル環境において処理されている自己の個人データの削除、匿名化又は処理の制限を求める権利を有する。

個人データの匿名化とは、個人データが個人データ主体に帰属することを特定することが不可能となる行為をいう。

2. デジタル・オブジェクトの保有者又は個人データを処理するその他の者は、カザフスタン共和国の個人データおよびその保護に関する法令に定める手続に従い、個人データ主体による個人データの削除、匿名化又は処理の制限の要求に応じなければならない。

3. カザフスタン共和国の法令によりデジタル・データの保存期間が義務付けられている場合、当該デジタル・オブジェクトの保有者又は個人データを処理するその他の者は、個人データ主体の要求に応じ、当該データへのアクセスを制限し、その処理を停止しなければならない。ただし、次に掲げる処理を除く。

1) 法的効力を生じた裁判上の判断に基づく処理
2) カザフスタン共和国の法律又は契約に定める義務を履行するための処理
3) カザフスタン共和国の法律に従い、アーカイブ保存を確保するための処理

4. 個人データの削除、匿名化又は処理の制限の要求は、個人データの保存が次の目的のために必要な場合、これに応じることを要しない。

1) 生命の保護、健康の保護、第三者の権利、自由および正当な利益の保護
2) 違反行為に係る事件の審理
3) 司法の執行又は法的効力を生じた裁判上の判断の執行
4) カザフスタン共和国の法律に明示的に定められた公益の確保
5) 個人データを匿名化することを条件として、政府統計又は研究活動の目的
6) 行政機能の遂行および行政サービスの提供

第42条　デジタル環境におけるデジタル・アクセシビリティーおよび障害者の権利

1. 国家機関、国有法人、準国営部門の主体および行政サービスの提供に関与するその他の者は、すべての利用者層（障害者を含む）がデジタル環境におけるデジタル・システム、デジタル・リソースおよびサービスを利用できるよう、そのアクセシビリティーを確保する。

2. 行政サービスを提供するデジタル・オブジェクトの創設、開発、改変および運用に際しては、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件に定める、デジタル環境におけるサービスのアクセシビリティー確保に関する要件を考慮する。

デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件は、デジタル環境のアクセシビリティーに関する国際的なアプローチおよび勧告を考慮して策定および更新される。

第43条　アルゴリズム・システムおよび完全自動化された意思決定の利用におけるデジタル環境の主体の権利

1. アルゴリズム・システムとは、人工知能システムを含む、データの自動処理に基づいて意思決定を行い、又は意思決定に影響を及ぼすデジタル・システムをいう。

2. アルゴリズム・システムを利用して行われる意思決定は、カザフスタン共和国の法律に定める事由による差別を含め、差別をもたらしてはならない。

3. 完全自動化された意思決定とは、カザフスタン共和国の法律又は合意に定める場合において、状況の評価又は結果の承認に人間が関与することなく行われる意思決定をいう。

4. 完全自動化されたアルゴリズム・システムによる意思決定の対象となる主体は、カザフスタン共和国の法令に定める場合および手続に従い、次に掲げる権利を有する。

1) アルゴリズム・システムが適用された事実について情報を取得する。
2) 意思決定に影響を及ぼした主要な要因および基準について、アルゴリズム、ソースコード又は法律により保護される秘密に該当する情報を開示することなく、説明を受ける。
3) 意思決定が法的効果を生じさせる場合又は本人の権利および正当な利益に影響を及ぼす可能性がある場合、カザフスタン共和国の法令に定める期間内に、権限を有する専門家の関与による当該意思決定の再審査を求める。

5. アルゴリズム・システムおよび完全自動化された意思決定の適用に関する特則は、カザフスタン共和国の法令により定められる。

第４編　デジタル環境における法律関係

第９章　デジタル識別

第44条　デジタル環境における権利の発生、行使および消滅

1. デジタル環境における法律関係の発生、変更および終了の根拠となるのは、デジタル記録により示される法的に重要な事実である。

2. デジタル環境における法律関係は、デジタル・オブジェクトの創設、取得若しくは利用、行為の実行又は本法典に定めるその他の場合により発生する。

3. デジタル環境において発生した法律関係は、参加者の識別、その意思表示の確認および法的に重要な事実の記録を可能とするデジタル技術を利用して実現される。

4. デジタル環境における法律関係は、義務の履行、デジタル・オブジェクトの消失、権利の存続期間の満了、その他本法典、カザフスタン共和国の法律又は契約に定める法的に重要な事実により終了する。

第45条　デジタル・データの識別子

1. 識別子およびこれを含むデジタル記録は、本法典に定める特則を踏まえ、カザフスタン共和国の個人データおよびその保護に関する法令に従って処理される。

2. カザフスタン共和国における固有識別子は、次に掲げるものとする。

1) 自然人については、個人識別番号

2) 法人（支店および駐在員事務所並びに共同事業の形態で事業活動を行う個人事業主）については、ビジネス識別番号

3. 国のデジタル・オブジェクトにおいて使用される識別子並びに異なる保有者のデジタル・オブジェクト間でデジタル記録を交換するために使用される識別子は、公開識別子とする。

4. 専ら民間のデジタル・リソース又は限定的なデジタル・システムにおいて使用される識別子は、非公開識別子とする。

5. デジタル記録に含める識別子の選択は、次に掲げる者が行う。

1) デジタル記録の保有者が個人データを収集する際には、個人データ主体が行う。

2) デジタル記録の保有者自身がデジタル･データを生成する際（識別子の生成又は付与を含む）には、デジタル記録の保有者が行う。

3) 個人データ主体から取得したものではないデジタル・データをデジタル記録の保有者に提供する場合には、第三者が行う。

6. デジタル記録の保有者は、そのデジタル・オブジェクトの範囲内で使用する識別子の一意性および整合性を確保するとともに、デジタル・オブジェクト間でデジタル記録を交換する際に、当該識別子を正確に対応付けなければならない。

第46条　デジタル認証

1. デジタル認証とは、カザフスタン共和国の法令又は当事者間の合意に定める場合において、デジタル環境におけるサービスおよびオブジェクトへのアクセスに際し、自然人の本人性又は法人の権利能力を確認する手続をいう。

2. デジタル認証は、カザフスタン共和国のサイバーセキュリティー並びに個人データおよびその保護に関する法令の要件に適合するデジタル・オブジェクトおよび識別手段を用いて行われる。

3. 行政サービスの提供を申請する際、デジタル認証がデジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件に従って実施されたことを条件として、デジタル認証は、当該サービスを受けるための本人の適正な意思表示とみなされる。

4. 多要素認証手段を用いて行われたデジタル認証は、デジタル環境における法律関係の発生、変更若しくは終了の根拠となるほか、デジタル形式で行われた法的に重要な行為の証明を目的とする場合の根拠となる。

5. デジタル認証の事実に関するデジタル記録は、デジタル・データとして提示されていることのみを理由として、法的効力を有しないものとすることはできない。

第47条　デジタル確認

1. デジタル確認とは、デジタル環境の主体がデジタル認証を経た後、デジタル技術を利用して行う、同意その他の意思表示を示す行為をいう。

2. デジタル確認には、コード、パスワード、ワンタイム・デジタル識別子、プッシュ通知、生体認証による確認、分散型台帳におけるデジタル記録その他の手段であって、デジタル・システムにより生成され、次に掲げるものに送信されるものが含まれる。

1) 「デジタル政府」ウェブ・ポータルに登録されたものを含む、携帯電話の加入者端末

2) インスタント・メッセージング・サービス
3) 電子メール
4) 分散型デジタル・オブジェクトおよびその他のシステム

3. デジタル確認は、カザフスタン共和国の法律に定める場合又は当事者間の合意により、デジタル環境の主体が利用することができる。

4. デジタル確認は電子デジタル署名ではなく、デジタル記録の内容の真正性および不変性を保証するものではない。

第48条　生体認証

1. デジタル認証に使用される生体データは、個人データとみなされ、カザフスタン共和国「個人データおよびその保護に関する法律」に従って保護される。

2. カザフスタン共和国の各国民は、デジタル認証を目的として生体情報を登録する権利を有する。

3. 生体データの義務的な処理および生体認証の実施は、カザフスタン共和国の法律に定める場合に限り認められる。

4. 生体認証とは、本人確認を目的として、生体データを比較し、その一致を確認するプロセスをいう。

5. カザフスタン共和国の法律に定める生体認証は、国家機関の活動のデジタル化（行政機能の遂行および行政サービスの提供を含む）に際し、デジタル化担当機関が承認した国家生体認証システムの運用および接続に関する規則に従い、国家生体認証システムを利用して行われる。ただし、本条第6項に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6. 金融機関および決済機関による生体認証の実施手続（国家生体認証システムの利用又はカザフスタン共和国国立銀行本人確認データ交換センターが取得した生体データの当該システムへの登録が義務付けられている場合を含む）は、金融市場および金融機関の規制、管理および監督を所管する機関並びにカザフスタン共和国国立銀行が定める。

7. 国家生体認証システムは、顔に基づく生体認証を目的とする「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトであり、その構築、開発、運用支援およびシステム技術上の保守は、オペレーターが行う。

8. 本条の規定は、情報活動、対情報活動、捜査活動の過程における生体データの収集、処理および保護、並びに要人および警備対象施設の安全確保のための警護措置の実施に伴い生じる関係には適用しない。

第10章　電子デジタル署名

第49条　電子デジタル署名

1. 電子デジタル署名とは、電子デジタル署名の秘密鍵および電子デジタル署名手段を用いて作成され、電子文書の真正性、帰属および内容の不変性を証明するデジタル記録（デジタル・データの集合）をいう。

2. 電子デジタル署名は、次に掲げる条件をすべて同時に満たす場合、署名者の自筆署名と同等のものであり、同等の法的効力を有する。

1) 電子デジタル署名の真正性が、電子デジタル署名の公開鍵証明書を有する公開鍵を用いて確認されていること。
2) 電子文書に署名した者が、電子デジタル署名の秘密鍵を適法に保有していること。

3) 電子デジタル署名が、電子デジタル署名の公開鍵証明書に記載された情報に従って使用されていること。
4) 電子デジタル署名の公開鍵証明書が、カザフスタン共和国で認定された認証センター又はカザフスタン共和国のトラステッド・サード・パーティーに登録された外国の認証センターにより発行されていること。

3. デジタル・オブジェクトの電子デジタル署名の公開鍵証明書を用いて作成された電子デジタル署名は、当該デジタル・オブジェクトの保有者の電子デジタル署名と同等とみなされる。このような電子デジタル署名は、民事上の権利および義務の設定、変更又は終了を目的とする意思表示を含まない、同種の電子文書に自動的に署名するために使用することができる。

第50条　電子デジタル署名手段

1. 電子デジタル署名手段とは、電子デジタル署名の作成および真正性の検証に使用されるソフトウェアおよびデジタル・インフラのオブジェクトの集合をいう。

2. 電子デジタル署名手段は、カザフスタン共和国の技術規制分野における法令に定める場合および手続に従い、適合性の確認を受けなければならない。

3. 電子デジタル署名の作成に際して、電子デジタル署名手段を使用するソフトウェアは、次に掲げる要件を満たさなければならない。
1) 電子文書に署名する者が、署名前にその内容を確認できること。
2) 電子デジタル署名の作成は、文書に署名する者がその作成の操作を明示的に確認した後に限り行われること。
3) 電子文書への署名後、電子デジタル署名の作成およびその使用に関する通知が生成されること。
4) 特定の時点における電子デジタル署名の存在を確認するために必要な情報が備えられていること。
5) 電子文書に署名する者が、署名済みの電子文書を保存できること。ただし、カザフスタン共和国の法律に明示的に定める場合を除く。

4. 電子デジタル署名の検証に際して、電子デジタル署名手段を使用するソフトウェアは、次に掲げる要件を満たさなければならない。
1) 電子文書の内容を抽出できること。
2) 電子デジタル署名の真正性の検証結果を通知すること。
3) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の情報を表示し、これにより電子文書への署名に使用された秘密鍵の保有者を特定できること。

5. 本条第3項および第4項の要件は、デジタル・システムの電子デジタル署名を作成又は検証するために使用される電子デジタル署名手段には適用されない。

第51条　電子デジタル署名鍵

1. 電子デジタル署名の公開鍵とは、電子デジタル署名の真正性を確認するために用いられるデジタル・データをいう。

2. 電子デジタル署名の秘密鍵とは、電子デジタル署名手段を用いて電子デジタル署名を作成するために用いられるデジタル・データをいう。

3. 電子デジタル署名の秘密鍵は、これを適法に保有する者の所有物である。

一の者は、複数の電子デジタル署名の公開鍵証明書およびそれらに対応する秘密鍵を保有することができる。

秘密鍵を他人に譲渡することおよび他人が秘密鍵を使用することは、認められない。
秘密鍵は、デジタル化担当機関が定める手続に従い、認証センターに保管することが認められる。

第11章　認証センターおよび電子デジタル署名インフラ

第52条　認証センター

1. 認証センターとは、カザフスタン共和国の法令に従って設立された法人であって、電子デジタル署名の公開鍵証明書の真正性並びに電子デジタル署名の公開鍵の帰属および有効性を確認するものをいう。
2. カザフスタン共和国ルート認証センターとは、認証センターの電子デジタル署名の公開鍵の帰属および有効性を確認する認証センターをいう。
3. カザフスタン共和国の国家機関認証センターとは、国家機関の職員に対し、政府および非政府のデジタル・システムにおける電子文書の電子デジタル署名の生成および検証のための電子デジタル署名手段並びに電子デジタル署名の公開鍵証明書を提供する認証センターをいう。
4. カザフスタン共和国国家認証センターとは、自然人又は法人に対し、政府および非政府のデジタル・システムにおける電子文書の電子デジタル署名の生成および検証のための電子デジタル署名手段並びに電子デジタル署名証明書を提供する認証センターをいう。
5. カザフスタン共和国の国家機関認証センター、カザフスタン共和国国家認証センターおよびカザフスタン共和国ルート認証センターの機能は、オペレーターが担う。
6. カザフスタン共和国ルート認証センター、カザフスタン共和国国家機関認証センター、カザフスタン共和国国家認証センターおよびカザフスタン共和国トラステッド・サード・パーティーの活動の調整は、デジタル化担当機関が行う。

第53条　特別認証センター

1. 特別認証センターとは、カザフスタン共和国の国家機関内の権限を有する部署であって、電子デジタル署名の公開鍵が秘密鍵に対応していることを証明し、国家機密を構成する情報の利用に関連する活動を行うものをいう。
2. カザフスタン共和国特別ルート認証センターとは、特別認証センターの電子デジタル署名の公開鍵の帰属および有効性を確認する認証センターをいう。
3. カザフスタン共和国国家安全保障委員会は、カザフスタン共和国特別ルート認証センターによる電子デジタル署名の公開鍵証明書の発行、保管および取消し並びに電子デジタル署名の公開鍵の帰属および有効性の確認に関する規則を承認する。
4. カザフスタン共和国特別ルート認証センターの機能は、カザフスタン共和国国家安全保障委員会が担う。
5. 特別認証センターの認定とは、特別認証センターがその活動を遂行する能力を有することを、カザフスタン共和国国家安全保障委員会が公式に認めることをいう。
6. 特別認証センターの認定は、カザフスタン共和国特別ルート認証センターを除く特別認証センターがカザフスタン共和国の領域においてその活動を行うための必須条件である。

第54条　認証センターの認定

1. 認証センターの認定とは、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関が、認証センターのサービス提供能力を公式に認めることをいう。
2. 認証センターの認定は、カザフスタン共和国ルート認証センターを除く認証センターがカザ

フスタン共和国の領域においてその活動を行うための必須条件である。認定は、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関が行う。

3. 認証センターの認定は、デジタル化担当機関が承認する認証センターの認定証の発行および取消しに関する規則に基づき、無料で3年間を期間として行われる。ただし、認証センターの申請書においてこれより短い期間が指定されている場合は、この限りでない。

第55条　認証センターの機能

1. 認証センターは、次に掲げる機能を遂行する。

1) 電子デジタル署名手段を発行する。
2) 電子デジタル署名の公開鍵証明書を発行し、保管し、取り消す。
3) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の利用方針を承認する。
4) デジタル化担当機関が承認する電子デジタル署名の生成および真正性の検証に関する規則に従い、電子文書における電子デジタル署名の存在時点を証明するタイムスタンプ・サービスを無償で提供する。
5) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の失効リストを提供するサービスおよび電子デジタル署名の公開鍵証明書の取消し状況を確認するオンライン・サービスを無償で提供する。
6) 有効な電子デジタル署名の公開鍵証明書および失効した電子デジタル署名の公開鍵証明書の記録を管理する。
7) 利用者の電子デジタル署名証明書およびその取消しに関する情報をカザフスタン共和国ルート認証センターに提供する。
8) カザフスタン共和国国家認証センターが電子デジタル署名証明書を発行した保有者の、電子デジタル署名の秘密鍵により署名された申請に基づき、電子デジタル署名証明書の取消しを行う。

2. 認証センターは、保管する電子デジタル署名の公開鍵および秘密鍵の紛失、改変および偽造を防止するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。

3. 認証センターは、電子デジタル署名証明書の保有者に関する情報を保護し、カザフスタン共和国の法律に定める場合にこれを開示する。

4. 本条第2項に定める義務を履行しなかった場合、認証センターは、カザフスタン共和国の法律に定める責任を負う。

5. 認証センターによる電子デジタル署名の公開鍵証明書の発行、保管および取消し並びに電子デジタル署名の公開鍵の帰属および有効性の確認に関する規則は、デジタル化担当機関が承認する。

6. 電子デジタル署名の公開鍵証明書の写しは、デジタル化担当機関が定める手続に従い、各認証センターに保管される。

7. 認証センターにおける電子デジタル署名の取り消された公開鍵証明書の保管期間は、取消しの日から5年以上とする。

8. 本条第7項に定める期間の経過後、取り消された電子デジタル署名の公開鍵証明書は、カザフスタン共和国の法令に定める手続に従い、アーカイブ保管に移管される。

第56条　認証センターの活動の終了

1. 認証センターの活動は、カザフスタン共和国の法令に定める手続に従い終了する。

2. 認証センターがその活動の終了を決定した場合、認証センターは、活動を終了する90暦日前までに、自己がサービスを提供するデジタル・システムのすべての参加者およびサイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関にその旨を通知しなければならない。

3. 認証センターの活動の終了に際しては、当該認証センターが発行した電子デジタル署名の公開鍵証明書およびこれに対応する電子デジタル署名鍵並びに電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者に関する情報は、当該公開鍵証明書の保有者の同意を得て、他の認証センターに移管される。

4. 本条第2項に定める期間の経過後、他の認証センターに移管されなかった電子デジタル署名の公開鍵証明書およびこれに対応する電子デジタル署名鍵は、その効力を失い、カザフスタン共和国の法令に従って保管される。

第57条　外国の電子デジタル署名の承認

1. カザフスタン共和国トラステッド・サード・パーティーとは、国境を越えた相互運用の枠組みにおいて、外国の電子デジタル署名およびカザフスタン共和国の領域で発行された電子デジタル署名の真正性を確認するデジタル・システムをいう。

2. 外国の認証センターおよび外国のトラステッド・サード・パーティーとカザフスタン共和国トラステッド・サード・パーティーとの間の相互運用の登録および終了に関する規則は、デジタル化担当機関が承認する。

3. カザフスタン共和国トラステッド・サード・パーティーによる電子デジタル署名の真正性の確認に関する規則は、デジタル化担当機関が承認する。

第58条　電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者の権利および義務

1. 電子デジタル署名の公開鍵証明書とは、認証センターの電子デジタル署名により証明されたデジタル記録であって、電子デジタル署名が本法典に定める要件に適合していることを確認するためのものをいう。

2. 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者とは、電子デジタル署名の公開鍵証明書がその名義で発行され、当該公開鍵証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を適法に保有する自然人又は法人をいう。

3. 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者は、本法典およびデジタル化担当機関が承認した認証センターによる電子デジタル署名証明書の発行、保管および取消しに関する規則に従い、認証センターに対して電子デジタル署名の公開鍵証明書の取消しを請求する権利を有する。

4. 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者は、自己に帰属する電子デジタル署名の秘密鍵を不正なアクセスおよび使用から保護するための措置を講じなければならない。

5. デジタル・システムに対して認証センターが発行した秘密鍵およびこれに対応する電子デジタル署名の公開鍵証明書は、当該デジタル・システムに設定され、その保有者は、その保全、安全な使用および不正なアクセスからの保護を確保する。

第59条　電子デジタル署名の公開鍵証明書の取消し

1. 電子デジタル署名の公開鍵証明書を発行した認証センターは、次に掲げる場合、然るべき通知に基づき、当該証明書を取り消す。

1) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者の請求に基づき、認証センターが定める手続に従う場合
2) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の取得に際して、虚偽の情報が提出された事実又は書類一式が不完全であった事実が確認された場合
3) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者が死亡した場合
4) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者の姓、名又は父称（本人確認書類に記載されている場合）が変更された場合

5) 電子デジタル署名の公開鍵証明書の保有者である法人について､代表者の変更､名称の変更、組織再編又は清算が行われた場合
6) 法的効力を生じた裁判に基づく場合

2. 認証センターは、認証センターによる電子デジタル署名証明書の発行、保管および取消しに関する規則に定める手続および期限に従い、電子デジタル署名の公開鍵証明書を取り消す。

第60条　電子デジタル署名の公開鍵証明書の発行拒否

認証センターは、次に掲げる場合、電子デジタル署名の公開鍵証明書の発行を拒否する

1) 提出された書類が不完全である場合
2) 虚偽の情報が提出された場合
3) 裁判上の判断が法的効力を生じた場合
4) 本人が16歳に達していない場合

第61条　電子デジタル署名の生成および真正性の検証

1. 電子デジタル署名の生成および真正性の検証は、電子デジタル署名の生成および真正性の検証に関する規則に従って行われる。

2. 法人（支店および駐在員事務所）を代表して署名する権限は、署名が行われるデジタル・システムにおいて、カザフスタン共和国ルート認証センターの権限検証サービスを通じて、当該デジタル・システムが確認する。

3. 電子文書の検証における信頼性および統一性を確保するため、デジタル化担当機関は、電子文書検証サービスを提供する。

4. 電子デジタル署名を用いて電子文書への署名が行われるデジタル・システムは、当該システムの保有者が提供する公開サービスを通じて、当該署名を検証できるようにする。

5. カザフスタン共和国の規範的法令に従い、法人（支店および駐在員事務所）が署名した文書に押印が必要とされる場合、カザフスタン共和国の法令に従い当該文書に署名する権限を有する法人の職員が電子デジタル署名により証明した電子文書は、自筆署名により署名され、かつ押印された紙媒体の文書と同等のものとみなされる。

第12章　デジタル環境における文書

第62条　電子文書

1. 電子デジタル署名により、その真正性、帰属および内容の不変性が保証されたデジタル記録は、電子文書とみなされる。

電子文書は、その性質を変更することなく、当該電子文書が作成されたデジタル・システム外で流通および保管できるものでなければならない。

2. 本法典の要件を満たし、署名する権限を有する者の電子デジタル署名により証明された電子文書は、紙媒体に署名された文書と同等である。

3. 電子文書は、カザフスタン共和国の法令に定める手続に従い、政府又は非政府のデジタル・システムを介して、並びにこれらのシステム外で、生成、保管および提出される。

4. 国家機密に指定された保護仕様のデジタル・システムを使用した、国家機密を構成する情報を含む電子文書その他のデータの収集、処理、保管、送信、検索、配布、利用、保護、登録、確認および破棄の手続並びに特別認証センターの設立、認定および活動終了の手続は、カザフスタン共和国国家安全保障委員会が定める。

5. 国家機関の電子文書は、カザフスタン共和国の法令に定める手続に従い、国による保管のためにデジタル・アーカイブに移管される。

6. 法人の代表者又はその代行者は、当該法人の従業員又は当該代表者若しくは代行者が指定した者に対し、電子文書に署名する権限を付与することができる。この場合、各従業員は、自己の名義で取得した電子デジタル署名の公開鍵証明書およびこれに対応する電子デジタル署名の秘密鍵を使用する。

第63条　デジタル文書

1. デジタル文書とは、国家登録簿に含まれるデータに基づき、照会又は提示の時点でデジタル環境において生成される、真正な情報の非物質的なデジタル表現をいう。

2. デジタル文書は、当該文書に含まれる、行政サービスその他のサービスの取得、取引の締結又はその他の法律関係の実施に必要な、法的に重要な事実および情報を証明する。

3. デジタル文書が第三者による提示又は検証の対象となる場合、当該文書は、該当する国家機関の電子デジタル署名により証明される。

4. デジタル文書の提示に際して、その正確な生成および技術的完全性については、デジタル文書サービスのオペレーターが責任を負う。

5. 決済サービスおよび金融サービスを受ける際、本人確認を行うデジタル文書は、自然人が直接来訪（立会い）する場合に、金融機関および決済機関により使用され、デジタル文書サービスを通じて当該金融機関および決済機関に提示される。

第64条　デジタル情報

1. デジタル情報とは、国家登録簿その他の政府のデジタル・リソースに含まれるデータであって、別途文書を作成することなく、事実、権利および義務を証明するために使用されるものをいう。

2. 法律関係におけるデジタル情報の利用は、デジタル文書サービスを通じて提示時にその真正性を確認できる場合、デジタル文書の提示と同等とみなされる。

3. 国家機関および国家登録簿へのアクセス権を有するその他の主体は、必要な情報が国家登録簿に含まれている場合、本人に文書の提出を求めることなく、基準データの情報源から直接当該情報を取得しなければならない。

4. 第三者によるデジタル文書サービスを介したデジタル情報へのアクセスは、個人データの保護を必ず確保した上で、デジタル化担当機関が定める手続に従い、利用者の同意を得て行われる。

第65条　デジタル・アーカイブ

1. デジタル・アーカイブとは、アーカイブ業務および文書管理業務の分野において権限を有する機関が定める手続に従い、電子形式で整理および保管される電子アーカイブ文書およびアーカイブ文書の電子コピーの集合をいう。

2. デジタル・アーカイブは、カザフスタン国民の文化遺産を保存することを目的として運用される。

3. デジタル・アーカイブは、カザフスタン共和国の法令の要件に従い、保管する情報の可用性、保全性、完全性および機密性を確保する。

4. デジタル・アーカイブの運用手続は、アーカイブ業務および文書管理業務の分野において権限を有する機関が、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関との合意を得て定める。

5. 電子文書およびデジタル・オブジェクトの保管、利用および破棄は、アーカイブ業務および

文書管理業務の分野において権限を有する機関が定める手続に従って行われる。

第66条　デジタル環境の主体への通知

1. デジタル環境の主体への通知は、単一通知ポイントを通じてデジタル方式で行われる。

2. 単一通知ポイントとは、行政サービスの提供時を含め、国家機関からデジタル・オブジェクト、携帯電話の加入者端末又は電子メールに対して、宛先を指定して通知を送信することを可能とする政府のデジタル・オブジェクトであって、通知を確実に配信するとともに配信状況に関する情報を保存するものをいう。

3. 単一通知ポイントによる通知は、当該通知が適切に配信された事実に関する情報が存在する場合、配信されたものとみなされる。

第67条　スマート・コントラクト

1. スマート・コントラクトとは、デジタル技術を適用することにより、一定の事由が発生した際に、当事者間であらかじめ合意した条件を自動的に履行することを定めた契約をいう。

2. 当事者間の合意により、スマート・コントラクトの全部又は一部の条件は、プログラム・コードとして表現することができる。ただし、当該コードによって当事者の権利および義務の内容を一義的に特定でき、かつ、人が理解できる形式でその条件を再現できる場合に限る。

3. スマート・コントラクトには、当事者間の紛争の解決手続を定めなければならず、当該手続における紛争についての最終的な決定は、カザフスタン共和国の法令又は当事者間の合意により定められた手続に従い、人が行うものとする。

4. 法律関係の主体は、技術的な誤り、ソフトウェアの不具合又はデジタル・プラットフォームの機能停止に起因して、スマート・コントラクト上の義務が履行されない、又は適切に履行されないことに関連するリスクから保護するため、保険その他の仕組みを利用することができる。

5. 特定の活動分野におけるスマート・コントラクトの利用に関する要件は、本法典又はカザフスタン共和国の法律により定められる。

第５編　デジタル行政

第13章　国家デジタル・アーキテクチャー

第68条　国家デジタル・アーキテクチャー

1. 国家デジタル・アーキテクチャーとは、行政機能に関する目標を達成するために創出および利用されるデジタル・オブジェクト、デジタル・データ並びに分野（領域）別の行政運営の課題、機能およびプロセスを包括的に記述したものであり、デジタル・ソリューションの整合的な発展、統合および標準化を確保することを目的として、形式化され、デジタル形式で提示されるものをいう。

2. 国家デジタル・アーキテクチャー（「デジタル政府」のアーキテクチャーを含む）は、次に掲げるものを含む。

1) デジタル・オブジェクト（デジタル・システムおよびデジタル・プラットフォーム）の構築および発展に関するアーキテクチャー原則
2) 標準化された相互運用インターフェースを含む、デジタル・システムの統合および互換性に関する要件
3) クラウド・インフラへの配置に対応したアーキテクチャー（クラウド対応性）に関する要件

4) モジュール性、コンポーネントの再利用および相互運用性を確保するサービス・アーキテクチャーに関する要件
5) デジタル・データの品質、相互運用性、安全性および合理的な利用を確保するデジタル・データ・アーキテクチャーに関する要件
6) デジタル・データの保護、サイバーセキュリティーおよびサイバー脅威に対するレジリエンスを含む、アーキテクチャー上のセキュリティーおよびレジリエンスに関する要件

3. 国家機関、国有法人、準国営部門の主体、議決権株式（持分）の50%以上を準国営部門の主体が直接又は間接に保有する法人、並びに行政機能の遂行および行政サービスの提供の実施に参加するその他の組織は、デジタル化担当機関が承認する国家デジタル・アーキテクチャーの策定、発展およびモニタリングに関する規則を遵守しなければならない。

第69条　「デジタル政府」のアーキテクチャー

1. 「デジタル政府」とは、デジタル技術を総合的に活用することを基盤とし、国家機関相互間並びに国家機関と自然人および法人との間のデジタルによる連携のためのシステムをいう。
2. 「デジタル政府」は、「デジタル政府」のアーキテクチャーに基づいて運用される。
3. 「デジタル政府」のアーキテクチャーの策定、実施状況のモニタリングおよび発展は、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件並びに国家デジタル・アーキテクチャーの策定、発展およびモニタリングに関する規則に従って行われる。

第70条　スマート・シティーおよびスマート・リージョン

1. スマート・シティーおよびスマート・リージョンとは、デジタル・オブジェクトを通じて、デジタル・データおよび人工知能に基づき、行政、インフラおよびサービスの提供が組織されている都市および地域をいう。
2. スマート・シティーおよびスマート・リージョンの発展は、国家デジタル・アーキテクチャー並びにデジタル化担当機関が承認する「スマート・シティー」および「スマート・リージョン」の構築に関する方法論に従って行われる。

第71条　国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータル

1. 国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータルとは、デジタル化分野におけるモニタリング、分析および計画策定のために国家機関がさらに利用することを目的として、国家のデジタル・オブジェクト、国家デジタル・アーキテクチャーおよびプラットフォーム・ソフトウェア製品に関する情報の記録、保管および体系化を行うためのデジタル・オブジェクトをいう。
2. 国家機関、国有法人、準国営部門の主体、議決権株式（持分）の50%以上を準国営部門の主体が直接又は間接に保有する法人、並びに行政機能の遂行および行政サービスの提供に参加するその他の組織は、国家デジタル・アーキテクチャーの策定、発展およびモニタリングに関する規則に従い、国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータル上に、デジタル・オブジェクトおよびこれらに係る技術文書に関する情報を掲載し、その記録および更新を行う。
3. デジタル・オブジェクトに係る技術文書の一覧は、国家デジタル・アーキテクチャーの策定および実施状況のモニタリングに関する規則により定められる。

技術文書とは、デジタル・オブジェクトの構築および発展並びにその試験運用および本格運用を行うための基礎となる、デジタル・オブジェクトに関する一連の文書をいう。

4. 国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータルは、カザフスタン共和国の領域内にあるデジタル・インフラ上で運用される。

第72条　アーキテクチャー・コーディネーション・センター

1. アーキテクチャー・コーディネーション・センターとは、カザフスタン共和国政府が指定する法人をいう。

アーキテクチャー・コーディネーション・センターは、国家機関、国有法人、準国営部門の主体、議決権株式（持分）の50%以上を準国営部門の主体が直接又は間接に保有する法人、並びに行政運営プロセスに参加するその他の組織のデジタル・アーキテクチャーの完全性、相互運用性および効率性を確保する。

2. アーキテクチャー・コーディネーション・センターは、次に掲げる業務を行う。

1) デジタル化および人工知能の分野における国家政策の実施に参加する。
2) 国家デジタル・アーキテクチャーの策定、発展およびモニタリングに関する規則に従い、国家デジタル・アーキテクチャーの策定、発展および実施状況のモニタリングを行う。
3) 国家デジタル・アーキテクチャーの発展および行政運営のデジタル・トランスフォーメーションに関する組織的・方法論的支援を行う。
4) プロセスのリエンジニアリングに関する審査を行う。
5) 「スマート・シティー」および「スマート・リージョン」の構築に関する方法論を策定する。
6) デジタル化の分野において、投資提案、予算投資の財務・経済的根拠および「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの構築および発展に関する技術仕様について審査を行う。
7) デジタル化分野における商品、業務および役務の政府調達に係る支出額の算定について、デジタル化担当機関に専門家意見書を提出する。
8) デジタル化の適用に関する国家機関の活動の効率性評価および行政サービス提供の自動化プロセスの評価の実施を支援する。
9) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの構築および発展に関するプロジェクト並びに戦略文書およびプログラム文書の実施に関するプロジェクトを管理する。
10) カザフスタン共和国の国家計画システムの文書の実施において、国家機関に対し、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの構築および発展、デジタル・データおよび人工知能の管理並びにプロジェクト管理に関する助言、方法論および実務上の支援を行う。
11) 国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータルにおいて、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトおよび技術文書に関する情報を記録する。
12) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクト間の統合について分析を行い、当該オブジェクトに含まれる不完全な情報および最新性を欠く情報を特定するとともに、その解消に向けた勧告を策定する。
13) デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件の遵守を確保する。
14) 人工知能の分野における標準化文書の策定に参加する。
15) 国家機関、国有法人、準国営部門の主体、議決権株式（持分）の50%以上を準国営部門の主体が直接又は間接に保有する法人、並びにその他の組織が生成するデータ（オープン・データを含む。）の分析を行う。
16) デジタル化のサービス・モデルに基づくデジタル・オブジェクトの構築および発展を組織的に推進する。

第14章　「デジタル政府」

第73条　国家機関の業務のデジタル化

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトには、国家機関の業務の遂行、行政機能の実施

および行政サービスの提供を目的とする、国家機関およびその他の者のデジタル・オブジェクトが含まれる。

2. デジタル化とは、プロセスをデジタル形式に移行し、国家機関、組織および国民の活動を自動化するためにデジタル技術を適用することを目的とした一連の措置をいう。

3. 国家機関の業務（行政機能の実施および行政サービスの提供を含む。）のデジタル化は、次に掲げる方法により行われる。

1) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトを構築、発展および取得すること。
2) 国家デジタル・アーキテクチャーに従い、かつ、実施されたプロセスのリエンジニアリングを考慮して、プラットフォーム・ソフトウェア製品を開発および配置すること。
3) デジタル化のサービス・モデルに基づき、デジタル・サービスを取得すること。

デジタル化のサービス・モデルとは、国家機関が自らデジタル・ソリューションを開発する必要なく、デジタル・ソリューションへのアクセスを提供する形態で、又はサービス形式でデジタル・ソリューションを提供する方法をいい、カザフスタン共和国の法令に従い、当該ソリューションを後に国家機関の貸借対照表に移管することができる場合を含む。

4. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトは、デジタル化担当機関が作成する「デジタル政府」のデジタル・オブジェクト分類表において、識別、分類および記述を行うことにより体系化される。

第74条　「デジタル政府」オペレーター

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの運用は、カザフスタン共和国政府が指定するオペレーターである法人によって確保される。

2. オペレーターは、次に掲げる業務を行う。

1) デジタル化担当機関が承認した「デジタル政府」のデジタル・インフラの対象の一覧およびその策定に関する規則に従い、「デジタル政府」のデジタル・インフラの対象のシステム技術上の保守および運用支援を行う。
2) デジタル化担当機関が承認した一覧に従い、国家機関および準国営部門の主体にデジタル・サービスを提供する。
3) 国家機関および準国営部門の主体のためにプラットフォーム・ソフトウェア製品を開発する。
4) 「デジタル政府」プラットフォームおよび「デジタル政府」のデジタル・インフラに配置された政府のデジタル・リソースを保管および処理する際、カザフスタン共和国のサイバーセキュリティーに関する法令に従い、その安全な保管を確保する。
5) デジタル・オブジェクト又はプラットフォーム・ソフトウェア製品の開発、発展および配置のための「デジタル政府」プラットフォームを提供するサービスを行なう。
6) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトを「デジタル政府」ゲートウェイおよびカザフスタン共和国国家ゲートウェイに統合および接続するとともに、国家機関のデジタル・オブジェクトを「デジタル政府」のデジタル・インフラに接続する。
7) デジタル化担当機関が定めるデジタル環境の主体に対し、当該主体のデジタル・リソースおよびデジタル・システムを機能させるため、統一トランスポート環境への接続サービスおよび通信サービスを提供する。

   通信サービスの提供のため、他の者を当該サービスの下請事業者（共同履行者）として起用することができる。
8) 「デジタル政府」プラットフォームおよび国家機関の統一トランスポート環境を構築し、発

展させる。

9) カザフスタン共和国国家ゲートウェイの発展に関する運用支援、システム技術上の保守およびプロジェクト管理を行う。
10) データ管理に関する要件に従い、「デジタル政府」プラットフォーム上でデジタル・データおよびデジタル記録の収集、処理、保管および送信を行う。
11) 「デジタル政府」のデジタル・インフラを発展させるため、他の者のデジタル・インフラの対象を利用するとともに、国家機関のデジタル・オブジェクトの運用支援およびシステム技術上の保守を行うため、他の者を起用する。
12) データ管理に関する要件に従い、データ分析を行うためにデジタル・データおよびデジタル記録の収集、処理、保管および送信を行うとともに、デジタル・データおよびデジタル記録を「デジタル政府」プラットフォームに送信する。
13) 法人に対して情報提供および相談サービスを提供するためのデジタル・インフラの提供サービスを行う。
14) データ管理に関する要件に従い、データ分析サービスを提供する。
15) 個人データ保護分野において権限を有する機関から取得した情報に基づき、個人データのセキュリティー侵害又は個人データの処理について、個人データの主体に通知する。この通知は、「デジタル政府」ウェブ・ポータルの個人アカウント、「デジタル政府」モバイル・アプリケーション又は個人データの主体の携帯電話加入者番号宛てにショート・メッセージとして情報を送信することにより行う。

第75条　「デジタル政府」ウェブ・ポータル

1. 「デジタル政府」ウェブ・ポータルとは、国家機関および行政サービスの提供に参加するその他の主体が掲載する統合された情報（規範的法令基盤を含む。）並びに電子形式で提供される行政サービスその他のサービスへのアクセスを「ワンストップ」で提供するデジタル・オブジェクトをいう。

2. 「デジタル政府」ウェブ・ポータルにおいて、行政サービスの提供に関する事項についての自然人および法人とサービス提供主体との間のやり取り、これらの者からの申立てを審査する主体への申立て並びに個人データの利用は、個人アカウントを通じて行われる。

3. 国家機関および行政サービスの提供に参加するその他の主体は、「デジタル政府」ウェブ・ポータルの情報コンテンツを充実させるために必要なデジタル・データおよびデジタル記録をオペレーターに提供する。

4. 「デジタル政府」ウェブ・ポータルのコンテンツ、運用およびデジタル・データおよびデジタル記録による情報コンテンツの充実に関する要件は、デジタル化担当機関が定める。

5. 行政サービスその他のサービスは、「デジタル政府」ウェブ・ポータル、「デジタル政府」モバイル・アプリケーション又は携帯電話の加入者端末を介して提供される。

6. 行政サービスは、カザフスタン共和国行政サービスおよび社会的に重要なサービスに関する法令に定める方法により提供され、これらのサービスへのアクセスを「デジタル政府」ウェブ・ポータル又は「デジタル政府」モバイル・アプリケーションを通じて必ず確保するものとする。

7. 電子形式で提供されるその他のサービスが、デジタル化担当機関が定める手続により設定された基準を満たす場合、当該サービスへのアクセスを「デジタル政府」ウェブ・ポータル又は「デジタル政府」モバイル・アプリケーションを通じて必ず確保するものとする。

8. 携帯電話事業者が提供する携帯電話網の加入者番号を、「デジタル政府」ウェブ・ポータル上のアカウントに登録および接続し、携帯電話の加入者端末を介して電子形式で行政サービスその他

のサービスを受けるための手続は、デジタル化担当機関が定める。

9. 「デジタル政府」ウェブ・ポータルおよび携帯電話の加入者端末を介して行政サービスその他のサービスを受ける際には、カザフスタン共和国のモバイル市民データベースに登録された携帯電話網の加入者番号が使用される。

モバイル市民データベースとは、「デジタル政府」の利用者の携帯電話網の加入者番号に係るデジタル・リソースをいう。

第76条　デジタル・イベント

1. デジタル・イベントとは、デジタル環境の主体の行為又はデジタル・オブジェクトの機能によって生じた事由をデジタル形式で記録したものであり、デジタル環境におけるそれらの相互作用のパラメーターを示すものをいう。

2. デジタル・イベントに関するデータは、デジタル・オブジェクトの運用過程において保存され、その技術的特性および制約を考慮し、当該デジタル・オブジェクトの機能の確保、サービスの提供および操作ログの記録に利用される。

3. デジタル・イベントに関するデータの処理は、カザフスタン共和国の法律に定める場合において、次に掲げる目的で認められる。

法的事実を証明するため。

デジタル環境の安全を確保するため。

第77条　カザフスタン共和国国民のデジタル空間

1. カザフスタン共和国国民のデジタル空間とは、「デジタル政府」ウェブ・ポータル上の個人アカウントの一部であって、カザフスタン共和国国民が記録されたデジタル・イベントに関する情報にアクセスし、その閲覧、管理および利用を行うことを可能にするものをいう。

2. オペレーターは、デジタル空間に含まれるデジタル・イベントの機密性および完全性を確保するとともに、カザフスタン共和国国民がその利用を管理できるようにする。

3. カザフスタン共和国国民のデジタル空間に関する要件は、デジタル化担当機関が定める。

4. カザフスタン共和国国民のデジタル・データが「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトから照会された場合、当該照会を行ったデジタル・オブジェクトは、当該データが利用された事実に関するデジタル・イベントを生成し、これをカザフスタン共和国国民のデジタル空間に送信しなければならない。

第78条　オープン・ガバメント

1. オープン・ガバメントとは、オープン・データ、オープン予算およびオープンな規範的法令の相互接続されたインターネット・ポータルを通じて、国家の活動に関する情報へのアクセス並びにカザフスタン共和国国民による意思決定の討議および意思決定への参加を確保するデジタル・オブジェクトをいう。

2. オープン・データのインターネット・ポータルへの情報の掲載は、本法典および情報へのアクセスに関するカザフスタン共和国の法令に従って行われる。

第79条　国家機関デジタル・リソース統合プラットフォーム

1. 国家機関デジタル・リソース統合プラットフォームとは、国家機関のデジタル・リソースを配置するためのデジタル・プラットフォームをいう。

2. 国家機関は、国家機関デジタル・リソース統合プラットフォーム上にデジタル・リソースを

必ず配置するとともに、情報へのアクセスに関するカザフスタン共和国の法令に従い、その内容の正確性を確保し、最新の状態に維持しなければならない。

第80条　「デジタル政府」決済ゲートウェイ

1.　「デジタル政府」決済ゲートウェイとは、有償サービスの提供に伴う決済に関する情報の送信プロセスを自動化するデジタル・オブジェクトをいう。

2.　「デジタル政府」決済ゲートウェイは、次に掲げる事項を行なう。

1)　決済実行のための要求の送信

2)　サービスの提供に係る決済の実行に関する情報の通知

3.　第二層銀行、決済機関および銀行業務の一部を行う機関は、サービス提供に伴う決済の受付および実行のプロセスに参加するに当たり、これらのプロセスで使用する自己のデジタル・オブジェクトを、「デジタル政府」決済ゲートウェイと直接、又は国家デジタル金融インフラ管理国家センターのデジタル・オブジェクトを介して統合することを確保する。

第81条　国家機関統一トランスポート環境

1.　国家機関統一トランスポート環境とは、「デジタル政府」のインフラを構成する電気通信ネットワークであって、国家機関、その下部組織および地方自治体のローカル・ネットワーク（インターネットに接続するローカル・ネットワークを除く）、機関ネットワークおよび企業ネットワーク並びにデジタル化担当機関が定めるその他のデジタル環境の主体の電気通信ネットワーク間の相互接続を、必要なレベルのサイバーセキュリティーを確保しつつ実現することを目的とするものをいう。

2.　国家機関、その所管機関および地方自治体並びにデジタル化担当機関が定めるその他のデジタル環境の主体は、ローカル・ネットワーク（インターネットに接続するローカル・ネットワークを除く）、機関ネットワークおよび企業ネットワーク間の相互接続には、国家機関統一トランスポート環境のみを使用しなければならない。

3.　サイバーセキュリティーを確保するため、国家機関統一トランスポート環境に接続されたローカル・ネットワーク、機関ネットワークおよび企業ネットワークを公衆電気通信ネットワークその他の電気通信ネットワークに接続する場合、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件に従うものとする。

第82条　「デジタル政府」プラットフォーム

1.　「デジタル政府」プラットフォームとは、プラットフォーム・ソフトウェア製品の開発、発展、配置および統合、又はデジタル・オブジェクトの配置を目的とする、オペレーターのデジタル・プラットフォームをいう。

2.　「デジタル政府」プラットフォーム上で開発され、当該プラットフォーム上に配置されたソフトウェアは、プラットフォーム・ソフトウェア製品とする。

3.　オペレーターは、デジタル・サービスを提供することにより、プラットフォーム・ソフトウェア製品を提供することができる。

デジタル・サービスには、デジタル・オブジェクトの構築、発展および配置に関する規則に従って提供される、財産の賃貸借（リース、暫定的な使用）、コンピューティング・リソースの配置、ソフトウェア、ソフトウェア製品又は技術的手段の使用に供するサービス（これらのサービスの機能をデジタル化のサービス・モデルを通じて確保するための通信サービスを含む。）が含まれる。

4.　行政機能およびそれに付随する行政サービスを実施するデジタル・オブジェクトは、国家計

画に係る権限を有する機関との合意を得て、デジタル化担当機関が承認する「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルの各段階の実施に関する規則に従い、「デジタル政府」プラットフォーム上で開発され、当該プラットフォーム上に配置されるとともに、データ管理に関する要件に従い、デジタル・データを「デジタル政府」プラットフォームに送信する。

5. 「デジタル政府」プラットフォームの所有権は、カザフスタン共和国の法令又は当事者間の合意に別段の定めがある場合を除き、同プラットフォームを利用して作成された又は同プラットフォーム上に配置された、他の所有者又は保有者に帰属するデジタル・データおよびデジタル記録に対する所有権を生じさせるものではない。

6. 国家機関の業務（国家機関の行政機能および行政サービスの提供を含む。）のデジタル化並びにオペレーターによるデータ分析を行う際の「デジタル政府」プラットフォーム上に配置されたデジタル記録の利用は、デジタル・データの所有者又は保有者の同意を得ることなく、カザフスタン共和国の個人データおよびその保護に関する法令その他のカザフスタン共和国の法令の要件を遵守して行われる。

7. 「デジタル政府」プラットフォームは、カザフスタン共和国の領域内にあるデジタル・インフラ上で運用される。

第83条　デジタル・オブジェクトの統合

1. デジタル・オブジェクトの統合とは、標準的なデータ伝送プロトコルを使用し、統合サービスを介してデジタル・オブジェクト間の相互運用を組織および確保するための措置をいう。

2. 統合サービスとは、デジタル化担当機関が定める標準インターフェース、プロトコルおよびアクセスメカニズムを介して、デジタル・オブジェクト間の相互運用、データ交換および合意された処理の実行を確保する機能的なデジタル・オブジェクトをいう。

3. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの統合は、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関およびカザフスタン共和国国家安全保障委員会との合意を得てデジタル化担当機関が承認する「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの統合に関する規則に従い、カザフスタン共和国の法令に定めるサイバーセキュリティーおよび個人データ保護に関する要件を遵守した上で、「デジタル政府」ゲートウェイを介して行われる。

4. 非政府のデジタル・オブジェクトと「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトとの統合は、有償で行われる場合を含め、カザフスタン共和国の法令に定めるサイバーセキュリティーおよび個人データ保護に関する要件を遵守した上で、「デジタル政府」デジタル・オブジェクトの統合に関する規則に従い、「デジタル政府」外部ゲートウェイを介して行われる。

5. 「デジタル政府」ゲートウェイとは、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトとその他のデジタル・オブジェクトとの統合を目的とするデジタル・オブジェクトをいう。

6. 「デジタル政府」外部ゲートウェイとは、国家機関統一トランスポート環境内にあるデジタル・オブジェクトと、国家機関統一トランスポート環境外にあるデジタル・オブジェクトとの相互運用を確保することを目的とする、「デジタル政府」ゲートウェイのサブシステムをいう。

「デジタル政府」外部ゲートウェイの運用規則および技術要件は、サイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関との合意を得て、デジタル化担当機関が承認する。

7. カザフスタン共和国国家ゲートウェイとは、デジタル・オブジェクト間の国際的（政府間の）情報連携を確保することを目的とするデジタル・オブジェクトをいう。

8. デジタル技術を利用した国際的（政府間の）情報連携は、カザフスタン共和国国家ゲートウェイを介して行われる。

9. カザフスタン共和国国家ゲートウェイを介して国際的（政府間の）情報連携を行うデジタル・

オブジェクトの一覧は、デジタル化担当機関が承認する。

第15章　デジタル・オブジェクトのライフサイクル

第84条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルおよびその段階

1.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルとは、その効果的な運用の確保を目的とした、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの計画、構築、試験運用、サイバーセキュリティー要件への適合性試験、本格運用への移行、発展、本格運用の終了、変更、アーカイブおよび廃棄の各段階の総体をいう。

2.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルには、デジタル・オブジェクトの種類およびその運用上の特性に応じて、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルの各段階の実施に関する規則に従い、すべての段階又は一部の段階が含まれる場合がある。

第85条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの計画、構築および発展

1.　計画とは、デジタル・オブジェクトを構築する必要性の根拠付け、当該デジタル・オブジェクトの目標、要件、リソースおよび実施条件の決定に関する一連の作業を含む、デジタル・オブジェクトのライフサイクルの初期段階をいう。

「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの計画には、プロセスのリエンジニアリングが含まれ、当該リエンジニアリングは、現行プロセスの分析、規範的法令のデジタル審査および新たなプロセスの設計から構成され、デジタル化担当機関が承認するデジタル・トランスフォーメーションに関する規則に従って行われる。

2.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの計画、構築および発展に際しては、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルの各段階の実施に関する規則に従い、策定された規制・技術文書並びにデジタル化分野における商品、業務および役務の政府調達に係る支出額の算定について、デジタル化担当機関およびサイバーセキュリティー確保分野において権限を有する機関の意見書を取得する必要がある。

3.　デジタル・オブジェクトの構築および発展は、カザフスタン共和国のデジタル化および予算に関する法令に従い、規制・技術文書（政府投資プロジェクト、技術仕様書、ソフトウェア製品の要件仕様書、官民連携プロジェクトの文書）に基づいて行われる。

4.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの発展は、当該デジタル・オブジェクトを本格運用に移行した後に行われる。

5.　本条は、カザフスタン共和国国家安全保障機関のデジタル・オブジェクトには適用されない。

第86条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの試験運用および試験

1.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの試験運用は、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件に従って行われ、次に掲げる事項を含む。

1)　試験運用の実施手順の文書化

2)　特定された欠陥および不備の最適化および解消並びにその後の修正

3)　試験運用の完了に関する証明書の作成

試験運用の実施期間は、1年を超えてはならない。

2.　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのサイバーセキュリティー要件への適合性試験は、本法典およびカザフスタン共和国のサイバーセキュリティーに関する法令に従って行われる。

第87条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの本格運用への移行

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの本格運用への移行は、デジタル化担当機関およびサイバーセキュリティー確保分野の権限を有する機関の参加の下で試験運用を正常に完了することを条件として、規制・技術文書の要件に従って行われる。

2. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの本格運用においては、次に掲げる事項を確保する。

1) デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件の遵守
2) 障害又は損傷が発生した場合におけるデジタル・リソースの保全、保護および復旧
3) デジタル・リソースのバックアップおよび適時の更新の管理
4) 国家機関のデジタル・システムへのアクセスに関する情報の自動記録、保全および定期的なアーカイブ
5) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの運用支援
6) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトで使用するライセンス・ソフトウェアの技術サポート
7) システム技術上の保守
8) 行政機能の実施および行政サービスの提供に際しての紙媒体の文書の使用並びにその提出に関する要件の削減（排除）
9) 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの供給者による保証サービス（保証期間中に発見されたエラーおよび不備の修正を含む。）保証サービスは、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの本格運用への移行日から1年以上の期間にわたり提供されるものとする。

第88条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの変更

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの変更は、カザフスタン共和国の予算に関する法令に従い、投資提案又は予算投資の財務・経済的根拠の策定を必要としない作業に該当する。ただし、その変更の総費用が、当該デジタル・オブジェクトの構築時に政府投資プロジェクトにより定められた当初の見積額の20%を超えない場合に限る。

2. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの変更は、次に掲げる条件を満たす場合に行うことができる。

1) 変更が技術仕様書又は技術仕様書の追加事項に適合していること。
2) 実施する作業が、カザフスタン共和国の法令に定めるサイバーセキュリティー要件に適合していること。
3) 変更の実施についてデジタル化担当機関の同意を得ていること。

第89条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの本格運用の終了

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトを今後利用する必要がなくなった場合、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件に従い、本格運用を終了し、国家デジタル・オブジェクト・アーキテクチャー・ポータル上の「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトに関する情報を変更するものとする。

2. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトを今後運用する必要がないとの決定は、所有者又は保有者がデジタル化担当機関との合意を得て行い、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトと統合されているデジタル・オブジェクトの所有者又は保有者に通知するものとする。

第90条　「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのアーカイブおよび廃棄

1. デジタル記録、技術文書、ソースコード又は「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトは、「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのライフサイクルの各段階の実施に関する規則に従い、アーカイブされなければならない。

2. 以前に構築されたデジタル・オブジェクトが、「デジタル政府」プラットフォーム上で開発され、そのすべての機能（又はそれ以上の機能）を実現するプラットフォーム・ソフトウェア製品に置き換えられた場合、当該デジタル・オブジェクトは廃棄の対象となることがある。

3. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトの廃棄は、カザフスタン共和国の予算に関する法令に定める要件に従い、所有者がデジタル化担当機関との合意を得て行う決定に基づいて実施される。

第91条　「デジタル政府」の技術的に複雑なデジタル・オブジェクト

1. 「デジタル政府」のデジタル・オブジェクトのうち、特有のアーキテクチャー上および技術上の特性を有し、その設計、開発、近代化、導入、統合および運用について特別な要件を定める必要性を生じさせるものは、「デジタル政府」の技術的に複雑なデジタル・オブジェクトに該当する。

2. 「デジタル政府」の技術的に複雑なデジタル・オブジェクトへの該当性に関する基準は、デジタル化担当機関が定める。

3. 「デジタル政府」の技術的に複雑なデジタル・オブジェクトの構築および発展に関する特則は、カザフスタン共和国のデジタル化および予算に関する法令により規定される。

第92条　カザフスタン共和国国家安全保障機関のデジタル・オブジェクトの構築および発展の手続

カザフスタン共和国国家安全保障機関の任務の実施を目的とするデジタル・オブジェクトは、次に掲げる手順により構築又は発展させる。

1) デジタル・オブジェクトの構築又は発展に関する決定を行う。
2) デジタル・オブジェクトの構築又は発展に関する技術仕様書を策定する。
3) デジタル化分野における商品、業務および役務の取得に係る技術仕様書および算定書を策定し、又は予算資金を割り当てずに作業を実施する。
4) デジタル化分野における商品、業務および役務の政府調達を実施し、又は予算資金を割り当てずに作業を実施する。
5) カザフスタン共和国の領域内で施行されている規格に従い、デジタル・オブジェクトの開発、試験運用、導入および本格運用への移行を行う。

カザフスタン共和国国家安全保障機関のデジタル・オブジェクトの構築および発展に係る費用は、特別専門家評議会の意見書に基づき計画する（予算プログラム管理者が独自に行う）。

第16章　デジタル・トランスフォーメーション

第93条　デジタル・トランスフォーメーション

1. デジタル・トランスフォーメーションとは、管理およびサービス提供の効率性、透明性およびプロアクティブ性の向上を目的として、デジタル技術、アーキテクチャー・ソリューションおよびプラットフォーム・ソリューション、データ分析並びに人工知能の導入に基づく、体系的な変革のプロセスをいう。

2. デジタル・トランスフォーメーションは、次に掲げる事項を目的とする。

1) プロセス数の削減によるデジタル環境の主体間の相互作用チャネルの改善

2) データ分析に基づく意思決定
3) 提供される行政サービスの最大限のプロアクティブ・サービスへの移行
4) デジタル環境における権利および個人データの保護を確保しつつ、デジタル・オブジェクトの利用可能性、障害耐性およびインクルーシブ性を確保すること。

3. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体は、その業務（内部プロセスを含む。）のデジタル・トランスフォーメーション・プログラムを必ず策定し、承認し、実施するものとする。

4. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体のデジタル・トランスフォーメーションは、「デジタル政府」のアーキテクチャーに基づくデジタル・インフラの対象の近代化およびプラットフォーム・ソリューションへの移行を含み、行政運営のデジタル・トランスフォーメーションに関する規則に従って行われる。

5. 国家機関、国有法人および準国営部門の主体のデジタル・トランスフォーメーションに関する分野横断的な調整は、デジタル化担当機関が行う。

第94条　デジタル化分野の国家開発機関

1. デジタル化分野の国家開発機関は、デジタル環境の競争力向上のための良好な環境を整備することを目的として、カザフスタン共和国政府が指定する。

2. デジタル化分野の国家開発機関は、次に掲げる業務を行う。

1) カザフスタン共和国の企業法典に従い、国家支援措置を実施する。
2) デジタル化分野における分析サービスおよびコンサルティング・サービスを提供するとともに、デジタル化分野における勧告を行う。
3) デジタル化の発展を目的として、国際機関および外国法人と協力する。
4) デジタル化分野の発展状況を分析する。
5) カザフスタン共和国のその他の法律並びにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の法令に定めるその他の機能を行う。

第95条　デジタル開発指数

1. デジタル開発指数とは、国家機関、国有法人および準国営部門の主体におけるデジタル技術の導入、利用および発展に対する制度的、技術的およびプロセス上の準備状況の水準を示す総合指標をいう。

2. デジタル開発指数は、中央国家機関並びに州、共和国直轄市および首都の地方執行機関の業務の効率性に関する年次評価の一環として、毎年算定される。

3. デジタル開発指数の算定方法は、カザフスタン共和国最高監査院との合意を得て、デジタル化担当機関が承認する。

第６編　デジタル化分野におけるセキュリティーおよび国際協力

第17章　デジタル環境における国家管理およびリスク管理

第96条　デジタル化分野並びに電子文書および電子デジタル署名分野における国家管理

1. デジタル化分野における国家管理は、本条第4項に別段の定めがある場合を除き、検査、管理対象（対象物）への立入を伴う予防的管理および管理対象（対象物）への立入を伴わない予防的管理の形態で行われる。

2. 検査および管理対象（対象物）への立入を伴う予防的管理は、カザフスタン共和国の企業法

典に従って行われる。

3. 管理対象（対象物）への立入を伴わない予防的管理は、カザフスタン共和国の「サイバーセキュリティーに関する法律」および企業法典に従って行われる。

4. 電子文書および電子デジタル署名分野における国家管理は、カザフスタン共和国の企業法典に従い、臨時検査および管理対象（対象物）への立入を伴う予防的管理の形態で行われる。ただし、本項第2段落に別段の定めがある場合を除く。

国家機関に対する電子文書および電子デジタル署名分野の国家管理は、カザフスタン共和国の「サイバーセキュリティーに関する法律」に従って行われる。

本項の規定は、カザフスタン共和国国立銀行およびその傘下の組織、並びに議決権株式（定款資本における持分）の50%以上をカザフスタン共和国国立銀行が所有し、又はその信託管理下にある法人、並びにカザフスタン共和国の特別行政機関には適用されない。

第97条　サイバーセキュリティー

1. サイバーセキュリティーとは、デジタル・オブジェクトの機密性、完全性又は可用性の侵害から保護されている状態をいう。

2. デジタル・オブジェクトの保護は、デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者が行う。

3. デジタル・オブジェクトの保護措置は、カザフスタン共和国の「サイバーセキュリティーに関する法律」、デジタル化およびサイバーセキュリティー確保の分野における統一要件その他のカザフスタン共和国の法律により定められる。

第98条　デジタル・データの保護の確保

1. デジタル・データの保護は、サイバー脅威の防止、検知および排除を目的とした技術的、組織的、法的その他の措置の総体により確保される。

2. 技術的な保護手段には、暗号技術による情報保護手段およびその他の情報保護手段が含まれる。

3. 技術的な保護手段の適用、認証および適合性評価の手続は、カザフスタン共和国のサイバーセキュリティーに関する法令および技術規制分野におけるカザフスタン共和国の法令により定められる。

第99条　サイバーセキュリティー要件へのデジタル・オブジェクトの適合性試験および監査

1. サイバーセキュリティー要件へのデジタル・オブジェクトの適合性試験は、義務として、又はデジタル・オブジェクトの所有者又は保有者の発意により実施される。

2. サイバーセキュリティー要件への適合性について義務的な試験の対象となるデジタル・オブジェクトおよびその実施手続は、カザフスタン共和国の「サイバーセキュリティーに関する法律」により定められる。

3. 所有者又は保有者の発意によるサイバーセキュリティー要件へのデジタル・オブジェクトの適合性試験は、本法典、カザフスタン共和国の「サイバーセキュリティーに関する法律」および技術規制分野におけるカザフスタン共和国の法令に従って実施される。

4. サイバーセキュリティー要件へのデジタル・オブジェクトの適合性監査は、カザフスタン共和国の法律に別段の定めがある場合を除き、当該デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者の発意により、カザフスタン共和国のサイバーセキュリティーに関する法令に従って実施される。

第100条　デジタル・オブジェクトの品質監査

1. デジタル・オブジェクトの品質監査は、その機能性およびデジタル・アーキテクチャーを評価することを目的として行われる。

2. デジタル・オブジェクトの構築、導入および運用の段階において、デジタル・オブジェクトの所有者又は保有者の発意により、デジタル・オブジェクトの品質監査を実施することができる。

3. デジタル・オブジェクトの品質監査は、専門的な知識および実務経験を有する独立した自然人又は法人が、デジタル化担当機関が定める手続により実施する。

4. 人工知能システムの品質監査は、人工知能モデルの学習に使用されるデータ・ライブラリの品質およびその使用の適法性の評価並びにカザフスタン共和国の「人工知能に関する法律」に従った人工知能システムの禁止された機能の有無を考慮して行われる。

5. 国家機密に該当する保護仕様のデジタル･オブジェクトについては､品質監査を実施しない。

第18章　デジタル化分野におけるカザフスタン共和国の国際協力の目的､原則および主要な方向性

第101条　デジタル化分野におけるカザフスタン共和国の国際協力の目的

デジタル化分野における国際協力の目的は、デジタル技術の発展に関する事項について、カザフスタン共和国とその他の国家および国際機関との相互支援並びに共同措置の調整とする。

第102条　デジタル化分野におけるカザフスタン共和国の国際協力の原則

1. 他の国家および国際機関との協力は、相互尊重、信頼、相互支援、妥協、無差別、相互の内政への不干渉、引き受けた国際的義務の適時の履行並びに紛争の平和的解決の原則に基づく。

2. 国家は、デジタル環境における活動の運営について市場原理に基づくアプローチを採用することを前提とし、投資の誘致および最新のデジタル技術の導入に適した環境の整備に努める。

第103条　デジタル化分野におけるカザフスタン共和国の国際協力の主要な方向性

デジタル化分野におけるカザフスタン共和国の国際協力の主要な方向性は、次に掲げるとおりとする。

1) デジタル技術の創出、導入および発展
2) デジタル化の導入を妨げる規制上の障壁の解消
3) インターネットの発展
4) サイバー脅威およびサイバー犯罪への対策
5) デジタル詐欺への対策

第19章　最終規定および経過規定

第104条　デジタル化分野における紛争の解決

デジタル化分野における紛争の解決は、カザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約に従って行われる。

第105条　カザフスタン共和国のデジタル関連法令違反に対する責任

1. カザフスタン共和国のデジタル関連法令に違反した場合、カザフスタン共和国の法律に定める責任を負う。

2. 行政責任又は刑事責任を追及された場合であっても、違反行為を行った者は、当該違反を是

正する義務を免れない。

第106条　本法典の施行手続および経過規定

1. 本法典は、最初の公式公布の日から６カ月が経過した後に施行される。

2. 2003年１月７日付けカザフスタン共和国「電子文書および電子デジタル署名に関する法律」を廃止する。

カザフスタン共和国
大統領

K. トカエフ

アスタナ、大統領宮殿、2026年１月９日
第255-VIII ZRK